平成30年第4回葛城市議会定例会会議録(第3日目)

1.	開会及び散会	平成30年12月12日	午前1	開会	
			午後	3時32分	散会

欠席議員1名 11番 西 井 覚

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市	長 阿	古	和	彦	副市	長	松	Щ	善	之
教 育 县	杉	澤	茂	<u>-</u>	企 画 部	長	飯	島	要	介
総務部長	吉	村	雅	央	市民生活音	長	松	村	昇	道
市民生活部理事	木	村	喜	哉	都市整備部	長	増	井	良	之
産業観光部長	き池	原	博	文	保健福祉部	長	巽		重	人
保健福祉部理事	中	井	浩	子	教 育 部	長	岸	本	俊	博
教育委員会理事	吉	Ш	正	人	上下水道部	3 長	西	П	昌	治
会計管理者	育 門		昌	義						

5. 職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	中	井	孝	明	書	記	吉	村	浩	尚
書			記	髙	松	和	弘	書	記	Щ	岡		晋
書			記	吉	留		瞳						

- 6. 会議録署名議員 9番 増 田 順 弘 10番 岡 本 吉 司
- 7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより平成30年第4回葛城 市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道機関から撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに13番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、吉村優子君。

吉村優子議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、これより一般質問させていただきます。今回の一般質問は4問です。

まず、先般行われました葛城山麓ウォークの今後についてを伺います。次に、年々ふえ続けますイノシシの対策についてを伺います。そして3問目は、3年後に行われますワールドマスターズゲームズ2021関西についてを伺います。そして最後は、人事配置についてを伺います。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 それでは、質問に入らせていただきます。

先般の11月23日、毎年この勤労感謝の日のイベントとして恒例となりました、葛城山麓ウォークが開催されました。この葛城山麓ウォークは、南藤井、寺口、平岡、山口、梅室、笛吹、山田の7地区で構成されています葛城山麓地域協議会が主催者となって、市や県の協力をいただきながらの今回5回目の開催となったわけです。参加される方にとりましては、各地区でその地区の特色を生かしたおもてなしを受け、さらに地元でできました農産物やその加工品等を食したり購入したりと、近畿自然歩道をベースに高低差のある約10キロメートルを楽しみながら歩く、そういったイベントです。5年前の第1回目の開催の際には、葛城市、奈良県はもちろん、葛城市商工会、葛城市観光協会、近畿日本鉄道、奈良交通、大和平野土地改良区、奈良県土地改良事業団体連合会、農林水産省近畿整備局、歴史街道推進協議会、一般社団法人奈良県ビジターズビューロー、そして奈良県農業農村整備事業推進協議会の各行政団体、会社等の後援、支援をいただきながら実施されました。その際JR西日本におきましては、当日の列車便に対し、通常2両編成を4両編成に増結していただいて、約800名の参加をいただいたところです。ただ、この葛城市以外の13団体といいますのは、初年度のみの後援、支援ということになります。といいますより、そもそも第1回目の開催に当たり

ましては山麓ウォークに多くの団体が支援してくださったというよりは、以前よりありました県のイベントに乗らせていただいた形です。その結果として第1回目で魅力を感じていただきました方たちに、次年度より連続で参加してくださっておられる方も少なくありません。もてなす側におきましても、初回はどれくらいの方が参加くださるのかの予想もはるかに超え、何も口にできずに空腹でお帰りいただいた方もおられました。その後、回を重ねるごとに各地区で工夫され、今年に至りましては、そばやぼたもち、桑茶やホットミルクのおもてなしのほかに猪肉の串カツやワイン、豚汁、焼き芋などを販売をしたりと、私はずっと山田のテントにおりましたけども、皆さんが山田のテントに来られるころには、満腹で満足してゴール地点に向かわれるほどでした。スタンプラリーも伴い、親子で楽しんだりして、3連休の初日を過ごされたり、来年においても期待を寄せる声も高まっていました。そこで、この山麓ウォークについてまずは、この5年間の実績についてのご報告をお願いいたします。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまのご質問の葛城山麓ウォークの今までの取り組み状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、山麓ウォークの実施主体であります葛城山麓地域協議会についてご説明をさせていただきたいと思います。この協議会は平成23年11月に葛城山麓地域の活性化の早期実現を図るため地域住民が協力しながら葛城山麓地域の発展に資することを目的に、葛城山麓地域7カ大字であります南藤井、寺口、山田、平岡、山口、梅室、笛吹によりまして、葛城山麓地域協議会が結成されました。この協議会の事業といたしまして、7カ大字共通の問題であります、農地の荒廃や高齢者の支援などの問題を解決するに当たり、大阪から30分程度の比較的便利な場所にあります立地条件を生かし、地域の現状と魅力を伝え葛城山麓地域に人を呼び寄せるような取り組みを行うものとして、地産商品の開発や子どもの農作業体験の受け入れ、高等学校との連携、ウォークイベントの開催など、交流から生まれる新しい可能性や住民の生きがいづくりに留意した取り組みを行っております。葛城山麓ウォークは、毎年11月23日にこの七カ大字の名所旧跡をめぐる10キロメートルのウォークであり、各大字ごとの自分たちのつくった農産物等の販売箇所もめぐっていただき、小さい子どもさんから高齢の方まで幅広い年代層の方が参加していただいております。

このウォークは、平成26年度より県事業の農村資源を活用した地域づくり事業といたしまして実施をいたしました。本年度で5回目でございますが、平成28年度より葛城山麓地域協議会に直接交付されております、農山漁村振興交付金により実施しているものであります。この事業は平成32年度までの5カ年におきまして、葛城山麓ウォークはもとより、地域の活性化を推進していく事業を図っていく予定でございます。この振興交付金の事業目的は、地域の自立であり雇用の促進であります。葛城山麓ウォークの平成26年度の第1回目の参加者は、ウォーク約800名、第2回は700名、第3回は650名、第4回は630名、本年度第5回は550名でございました。大字が知恵を出し合い、一致団結して今以上に自主運営をできるよう事業をしていただくものでございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 ありがとうございます。このイベントを通して、少なくとも参加いただいた方には山麓地域の魅力を知っていただいたり、各地区でもみずからの、我がまちの魅力の再発見にもつながっており、これを続けることにより今後の山麓地域の活性化にもつながっていくと考えています。ただ、5年間の期限で協力をいただいておりましたコンサルも今年度で終了し、小さな大字が多い中、継続するにはまだまだ市の協力が必須だと考えています。

そこで、この葛城山麓ウォークの今後についての市としての考え方をお伺いしておきます。 藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 現在、先ほどの参加者と別にスタッフといたしましても地元の皆様を初め、市はもちろんのこと、国、県等にもご協力をいただいて、約200名のスタッフのもとに開催をいたしております。開催当初は各大字におきまして、そば、新米、おにぎり、桑茶などの試食、試飲が中心でありましたが、農村振興交付金の事業目的でもあり、平成28年度より地元の農産物に自信を持ってもらうために、また、地域に利益をもたらすことを目的に、地元農産物や地元の農産物を使った加工品など、各地域が創意工夫を凝らした販売を中心に、売り上げも毎年上がってきております。来ていただいた皆様に大変好評いただいているもので、毎年このウォークに参加していただいている方もたくさんおられます。今後につきましても平成32年度までは農村漁村振興交付金事業として、葛城山麓ウォークを継続して行うものでありますが、次年度におきましては、今年度以上に地域にやりがいを持ちながら、利益を持たせるよう創意工夫を凝らして、来ていただく方に満足感を持っていただけるよう、葛城山麓協議会の7カ大字が知恵を出し合い一致団結して今以上に自主運営できるよう、事業を執行していただくものでございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 このイベントで販売した地元のお米を購入されたのをきっかけに、毎年注文を受けるなどして、販路の拡大や地域の活性につなげている例もあります。今後も自分たちで活力を見出す工夫を重ね、地域の自立につなげるイベントとして継続を望むところです。そのためにも7カ大字が一致団結して進めることはもちろんですけれども、市の側面からの協力も引き続きお願いいたします。

ただ、このイベントですけれども、以前にも言わせていただきましたけれども、例えば空き家対策などにも利用できないかと考えています。山麓地域では年々空き家もふえてきていますが、このイベントの際にもちろんその所有者や地域の理解も要りますけれども、それらの空き家を開放して、例えば観光案内所にして葛城市を知っていただき、空き家の利活用を促す、こういったこともできるのではないかと思います。ただ、受け入れ側も、空き家を希望する側におきましても地域や人になじめるかという不安を感じる方もおられます。そういった不安を払拭するためにも、まずは貸し農園など地域との交流などでお互いを知るということから始めることも1つだと思います。これは一例として今示させていただきましたが、この山麓ウォークを歩くイベントとしてだけで終わらせるのではなく、さまざまな可能性も

見出せるのではないかと思っています。これらを含め、葛城山麓ウォークに対する市長の考えを伺っておきたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 山麓ウォークにつきましてご質問をいただきました。私もそのイベント毎回、参加といいますか、実際10キロメートルを歩くわけではないですが、各スタンプを押す場所については、一通り毎回、回っております。見させていただいて、私、非常にいい取り組みやと理解しております。葛城市のこの山麓といいますのは、市の面積の3分の1を山手といいますか山麓エリアが占める、3分の1のそのエリアをどう活性化していくのかというのが、非常に大切な作業やと思います。特に山麓線を走りますと、山麓線から西の景観といいますのは葛城市の財産であります。ただ、議員おっしゃるようになかなか山麓エリアでは、生活等非常に交通の便とかも考えますと、空き家等が発生しやすいエリアでございます。この事業は国の交付金事業で行っておりますので永遠に続くわけではございません。5カ年ということでございますので、平成31年度、32年度のこの2年間は交付金かなり減らされます。多分もうこのことについてはお聞きなんでしょうけども、コンサルの方に払っているお金が非常に多うございまして、その事業に対して地元に使われるお金というのは限られた金額ではございます。それがこの平成31年度、平成32年度少ないお金の中でどう運営していくのかというのは、まず考えないといけないと思います。

議員ご指摘の貸し農園等というのは、実はもう模索する作業をさせています。葛城市のエリアというのは、なかなか都市近郊でありますので、専業農家を育成するということは非常に土地の集約化から考えますとハードルが高うございます。ただ、山麓エリアはある種農業、酪農含めた特区的な集約ができる、農地の集約ができるエリアやと感じておりますので、ある種工業ゾーンの話もありますけども、そういう一定の役割を担うエリアというのは、市の方で指定できるような形で開発といいますか、保存に努めていきたいという考えでございます。考え方としては、工夫した中で交付金をイベントに直接充てていくということは年数もありますんで、当然単費という形になりますけども、その3分の1の地域のエリアの活性化ということは市にとっても非常に大きなものでございますので、市の財産として、何とか活性化につなげていく手法を見つけ出していきたい。山麓ウォークにつきましては、その内容等をまた精査した中で継続できる方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 期待のできる答弁でうれしく思います。今市長もおっしゃっていただきましたけど、本当にいいイベントです。先ほどの部長の答弁の中に、交流から生まれる新しい可能性や住民の生きがいづくりに留意した取り組みというふうにおっしゃっていただきましたけれども、まさしくほかにはないイベントだというふうに私も捉えています。ぜひ今後におきましてもご協力いただきますようお願いしておきます。

次に、イノシシ対策についてを伺います。これも山麓地域の問題なんですけれども、年々 ふえ続けるイノシシですけれども、今や山麓線際まで出てきています。水稲を初め、農作物 に対する被害は甚大で、農家にとりましてはせっかく育てた農作物を、収穫を目前にイノシシの被害に遭い肩を落とされたり、また今年度におきましては2反のお米をイノシシのにおいのために焼却処分にまで追い込まれた農家の事例も出てきています。そこで、まずは葛城市におけますこういったイノシシの捕獲数及び被害の状況についてお伺いいたします。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのイノシシの捕獲状況についてご説明をさせていただきたいと思います。 イノシシの捕獲状況でありますが、過去5年間でありますが平成25年度が107頭、平成26 年度が179頭、平成27年度が120頭、平成28年度が163頭、平成29年度が168頭であり、平成30 年度につきましては9月末現在でございますが56頭が捕獲されております。時期的には毎年 10月から3月にかけてが全捕獲頭数の75%から80%が捕獲されております。

続きまして、市内におけます水稲の被害状況であります。平成25年度が4アール2筆、平成26年度が47アール13筆、平成27年度が13アール3筆、平成28年度が82アール17筆、平成29年度が46アール7筆、平成30年度が84.8アール13筆となっております。被害が1筆当たり30%以上の水稲被害が出ている農地でありますので、30%以下の被害やサツマイモやサトイモなどの野菜、そして農地の畦畔被害などを加えれば、相当な被害が出ていると思われます。以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 今の答弁からいいますと、捕獲数におきましては今年度は例年以上にふえる勢いかなというふうに思っています。イノシシ対策につきましては、柵をつくったり、ネットで囲んだりといろいろな方法があります。農林課におきましても、農家に指導をしていただいているところですけれども、年々イノシシの方も知恵をつけ、先ほどの2反のお米を焼却処分された事例におきましては、田の周りをネットで囲んだにもかかわらずネットの下から土を掘り、そこをくぐっての侵入で被害に遭われています。また、電気柵を仕掛けておられる農家の方に伺いますと、鼻で電流を感じるのを知って、お尻の方から侵入する知恵も持っているとのことです。こういった対策のほかに、市として推奨される防除対策などありましたら、お示しいただきたいと思います。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまご質問のイノシシの防除対策についてご説明をさせていただきたいと思います。

イノシシの防除対策につきましては、市内の現状におきましては、ほとんどが言われたように電気柵並びに金網柵で対応していただいております。そのほかといたしまして、現在、山口地区で京都府森林技術センターが開発された超音波と光で防除する鳥獣撃退器という機材を防除機器として試験的に効力があるかどうか試していただいているところでございます。またそのほかに超音波や音を発信して防除する機材が多種なるメーカーから開発されているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 いろんな方法試されてるということですけれども、今言われました超音波と光での防除につきましては、本当に効果があらわれているというふうに伺っています。今年初めてこのおかげで、さつまいもの収穫ができたという利用者からの声も聞いています。ただ、こういった被害を防ぐということとともに、駆除も考えなければいけません。今現在としましては、猟友会の方に檻の設置や狩猟による駆除をお願いしていますが、猟友会の会員数自体が少ない上、高齢化に伴い活動できる方も限られ、被害の数の多さに追いつかないというのが現状です。そんな中におきまして、先ほどの答弁にもありましたけれども、日々の努力で多くのイノシシの捕獲をいただいていますことに対しましては、猟友会の方に敬意を表するところです。そこで、地元民でもわなをかける協力をできないものかというお話なんですけども、ただ駆除に当たっては資格を有するものがほとんどと聞いています。こういった駆除に当たっての資格を有するものにどういったものがあるのか、取得にかかる費用面も含めてお答えいただきたいと思います。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問の狩猟免許の種類等についてご説明をさせていただきたいと思います。

鳥獣保護法において狩猟とは、特定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をすることと定義されており、狩猟免許を取得することが必要とされております。狩猟免許の種類には投げ縄等の網漁免許、くぐりわな等のわな免許、ライフル銃等の第一種銃猟免許、空気銃等の第二種銃猟免許の種類がございます。狩猟免許試験は居住している地域を管轄する都道府県知事が実施し、試験に合格して取得した免許は全国で有効であります。免許の有効期限は3年間で3年ごとに更新が必要であります。ただし、狩猟をしようとする場合は、その地域を管轄する都道府県に狩猟者登録をする必要がございます。

続きまして、狩猟免許取得に関する費用でありますが、免許の種類により異なりますので、わな猟免許についてご説明をさせていただきたいと思います。狩猟免許試験及び講習会は6月、9月、12月の年3回実施されおり、講習料1万2,000円、試験手数料5,200円となっており、なお更新手数料は2,900円になります。登録にかかる費用といたしましては、狩猟税8,200円、手数料1,800円、そして、猟友会の共済に加入する必要ございますので、大日本及び奈良県の猟友会に会員になる必要がありますので大日本猟友会会費が2,300円、共済証明発行手数料が1,100円、奈良県猟友会会費が4,000円の合計1万7,400円が必要となります。そして、必要に応じて必要な費用といたしまして、わな保険加入料として1,200円、わな猟の標識が1枚110円必要となります。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 実際にわなだけでも地元でかけられないかという方もあらわれてきているんですけれ ども、ただ、わなをかけるにも今お答えいただきましたとおり、資格取得のために初年度だ けで3万5,000円程度の費用が必要となるため、資格取得にまで至らないというのが現状で す。今、猟友会の方はわなをかけてそのわなにかかっているか見回りもされるわけです。そ れでわなにかかったらそれを駆除するということですから、わなにかかっているかを見回る、その部分だけでも地元にお願いしたら、かかったときに連絡をして、そこで猟友会の方に来ていただくということにすれば、かなり効率もいいし手間が省けるのではないかなというふうに思います。また、冒頭に山麓線際までにイノシシがおりてくるというふうに言いましたけれども、それくらい人を怖がらなくなっているのも事実です。現に朝ごみ出しに出たところ、イノシシに遭遇したということも聞いていますし、昼間もイノシシの親子連れを目撃したりと、いつどこで遭遇するか予測ができないということです。人を怖がらなくなったとはいえ、人を襲撃するおそれもあります。地元の方たちはそういったイノシシの現状は把握していますけれども、最近は山麓地域を散策される方も多くいらっしゃいますが、そういった方にとりましては、イノシシとの遭遇は予知されていません。車と接触し廃車にした例もあります。それほどの勢いで出没するイノシシに対し、クマ出没ではありませんけれども、注意喚起としての立て看板の設置もすべきだと考えていますけれども、これについての考えも伺っておきます。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問の、出没注意の喚起の看板についてご説明をさせていただきたいと思います。

現在、山麓際におきまして、イノシシ等が特に日が暮れてから出没しているのが現状でございます。住んでおられる方やハイカーなど山際を訪れておられる方が、イノシシと遭遇してしまうこともあり得ますので、遭遇する可能性のある地域におきましては、区長さんと設置する場所等を協議しながら、注意喚起の看板などを設置させていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 区長さんはどこら辺に出るかいうのをよくわかっておられますので、相談して早急に 設置をお願いしたいと思います。防除や駆除などこれまで述べてきましたことにつきまして は、決して根本の解決策だとは思っていません。以前より言わせていただいてますように、 山の整備が必要だと考えています。戦後に売れるからと広葉樹を杉やヒノキの針葉樹に植え かえたことから、イノシシの餌となるドングリなど、実のなる樹木が激減したことも要因の 1 つであります。また、最近はナラ枯れが南下し、ますます餌を求めておりてくるものだと 思っています。この現状と対策についても考えを伺っておきたいと思います。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 それでは、ただいまのご質問の山のナラ枯れ等についてご説明をさせていただき たいと思います。

言われたように、イノシシが山里に出没するのはナラ枯れにより、クヌギやナラの木が被害を受けドングリ等の餌がなくなってきているのも大きな原因だと考えております。市といたしまして、現在、県の補助事業であります緊急森林対策事業として、二上山の登山道をメインとしてナラ枯れ対策事業を執行しているところであります。次年度におきましては、森

林環境税事業としてナラ枯れ対策事業を行う予定でありますが、市内の山林には地籍調査が 終わっていない部分も多く、所有者を確認するのが困難を要することも考えております。 以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 山の整備はいつも質問しますと、所有者の問題が壁となって遅々として進まないというところです。これはイノシシの餌の問題だけではなくて、針葉樹という根の浅い木ということで、治水や土砂災害防止のためにもぜひ今後とも山の整備については検討していただきますようにお願いいたします。また、先ほどのわなの資格につきましては、取得しやすいよう市からの助成等も検討していただきますようにあわせて要望しておきます。山麓地域に出没しますイノシシ、先ほどからイノシシと言ってますけれども、実際のところは繁殖率が高く生命力が強いイノブタです。このイノブタとの格闘は今後におきましても続きますが、とりあえずの策として今回言わせていただきましたことを検討いただきますようお願いしておきます。

次に、3点目のワールドマスターズゲームズ2021関西についてを伺います。これにつきま しては3年後の2021年開催ということで、まだまだ葛城市としましては盛り上がりに欠ける といいますか、まだワールドマスターズゲームズ自体がどういったものかを認知されていな い市民の皆さんも多い状態だと思います。このワールドマスターズゲームズというのは、 1985年に第1回がカナダのトロントで開催され、その後4年ごとにデンマーク、オーストラ リア、アメリカ等で開催され、これまでに17万人のスポーツ愛好家が参加されているという ことです。このワールドマスターズゲームズが、2021年アジアで初めて日本で開催され、本 葛城市においては、それこそ初めての採用となりました綱引きの開催が決まっているところ です。来年の2019年ラグビーワールドカップ、翌年の2020年は東京オリンピック・パラリン ピック、そしてその次に2021年にはこのワールドマスターズゲームズと、3年連続で世界規 模のスポーツイベントが日本で開催され、いわばゴールデンスポーツイヤーズと言われ、そ の盛り上がりの中、先般元オリンピック女子バレーボールの柳本監督や、葛城市に来られま した北京オリンピック400メートルリレーの銅メダリスト、けさのニュースでは金メダルの ジャマイカのドーピングで銀メダルに昇格という話も出ていましたけれども、それに参加さ れました朝原元選手など、元オリンピック・パラリンピック選手などで9年前に設立されま した一般社団法人アスリートネットワーク主催の感謝の夕べというものに行かせていただき ました。その前段にゴールデンスポーツイヤーズが我が国にもたらす最大の効果とは、と題 してのパネルディスカッションがありました。私はかなりおくれていったので終盤だけの参 加でしたけれども、その際パネラーの1人でありますミズノの社長が言われていたのは、ワ ールドマスターズゲームズに行ったことがあるが、そのとき思ったのはこれは見るものでは ない、参加するスポーツである。そういう言い方をされていました。スポーツはタイムや得 点を重視するものと、本当にスポーツ自体を楽しむ、この2つに分かれると思いますけれど も、ワールドマスターズゲームズはまさしく後者の楽しむを重視したものであると思います。 これがワールドマスターズゲームズ関西で行われる地域と種目が書かれたパンフレットなん

ですけれども、35競技59種目が行われるということですけれども、この中で小さく書かれているのが、ワールドマスターズゲームズを示しているなという思いなんですけれども、ここに書かれているのが、おおむね30歳以上なら誰でも参加できます。そういった本当に愛好家のためのスポーツイベントだということです。先ほど言いました感謝の夕べやパネルディスカッションでは、スポーツ界にとりまして、来年のラグビー、それからオリンピック・パラリンピックと重ねて、このワールドマスターズゲームズについてはかなりの期待がされて盛り上がっているところですけれども、葛城市におきましてはあと3年後に控えています受け入れの体制、準備について今どれくらい進んでいるのかをお聞かせ願いたいと思います。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの吉村議員のご 質問にお答えさせていただきます。

ワールドマスターズゲームズにつきましては、今議員がご紹介いただきましたとおり、今回が10回目となりまして、2021年5月14日から5月30日にかけて17日間、34競技58種目が関西各地域で開催されます。そのうち綱引き競技につきましては、先ほど言っていただいたとおり、今大会から初めて採用される競技でございまして、葛城市及び香芝市、広陵町の3会場で5月20日に前日受け付け、21日から23日までの3日間で競技が開催される予定でございます。奈良県では綱引きのほかに、吉野町でカヌー競技が行われる予定でございまして、両競技の運営等に関しまして、奈良県実行委員会が平成30年2月に設立されております。現在綱引き競技の運営につきましては、奈良県綱引連盟及び県、葛城市で連携し要項、競技方法等を検討している状況でございます。今後は葛城市綱引き運営委員会を設立いたしまして、より具体的な運営について奈良県実行委員会ともしっかり連携し検討を進める予定でございます。なお、今言いました葛城市綱引き運営委員会につきましては来年1、2月中をめどに設立総会を開催できるよう調整中でございます。

また、ワールドマスターズゲームズの周知につきましてでございますが、市民体育祭でPRコーナーを設けて周知をさせていただきました。また、先日の県大会においても周知いただいておるところでございます。今後も県実行委員会、綱引連盟、そして市運営委員会とも連携しながらしっかり周知を行いたいと考えております。また、来年3月に予定されております奈良食祭でもPRできるように調整中でございます。

なお、大会人数の参加の予測でございますが、大会の運営上は68チーム、816人の参加を想定して3日間のスケジュールを検討しております。しかし、さきにも述べましたとおり綱引きについてはワールドマスターズゲームズで初めて採用される競技であることや、通常の大会と違い大会参加費が1人1万5,000円と予定しておりまして、1チーム最大12名編成ですと1チーム当たり18万円となり、かなりの高額になることから予測するのはなかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 伺っていますとまだまだこれからということで、葛城市綱引き運営委員会設立からの

準備になるのかなというふうにも思います。設立総会も1、2月にということですけども、もう来月再来月のことですので、まだ日程も決まっていないということで少々不安に思いますけれども、先ほどから言っていますように綱引きが初めての採用ということで、迎える側としましても未知の部分も多く、大変な作業になるのではないかというふうにも思っております。綱引連盟、組織委員会や奈良県実行委員会と密に連絡をとっていただき、着実に、確実に準備を進めていただきますようお願いしておきます。

準備という点におきまして、観光の受け入れ準備についても伺います。私はこのイベント は葛城市に観光客を呼び込むチャンスだと捉えています。昨日の奥本議員の一般質問におき まして、大阪万博の話が出ていました。これは半年間という開催ということで非常に大きな チャンスだというふうには思います。その2025年の大阪万博の前段として2021年開催のワー ルドマスターズゲームズは、参加される選手の皆さんから葛城市の魅力を広めていただくと いうそれこそ大きなチャンスだと捉えるべきだと思います。近年は日本を訪れる外国の方が 非常に多くなりました。こうして来られる観光客の皆さんに日本に来られてどこを回られる 予定ですかと伺ったとき、東京や大阪、京都や奈良、最近では広島や高山の名前なども挙が ってきますけれども、このように答えられる方にとっての奈良は昨日は今井町の話も出てい ましたけれども、大体が鹿が戯れる奈良市ということだと思います。相撲館に来られる外国 の方も徐々にはふえてきていますけれども、奈良県の葛城市と答える方はなかなかいらっし ゃらないと思います。観光客の誘致ということは、まず葛城市を知っていただき認知してい ただき、いかに足を運んでいただくかということ。そして、来ていただいた方から市の魅力 を発信していただく、これに尽きると思います。こういったことからいいますと、このワー ルドマスターズゲームズ2021で葛城市の会場での綱引きに出場される方、そしてその試合を 見に来られる方は当然のことながら、奈良県の葛城市を目指して来られるわけです。先ほど 言いました、葛城市を認知しそして足を運んでいただくというところまではこの時点でクリ アとなるわけです。あとは、試合後市内各所をめぐっていただき、市の魅力を発見していた だく。そして、発信して拡散していただくということです。多くの皆さんが行かれる奈良市 などと違い、そういった点で言いますとメジャーではない葛城市で自身が見つけた魅力につ いては必ずSNSなどで発信してくださると思います。このようなSNSを見られた方、ま た競技を終えて帰国された方、故郷に帰られた方がいい印象で帰っていただければ、おみや げ話としていろんな方にお伝えいただき、それを見たり聞いたりされた方が2025年の大阪万 博に来られるかもしれません。大阪を訪れた際にはぜひ葛城市を訪れたいと思っていただけ るようつなげる必要があります。ですからあとは、競技終了後の選手などにいかに葛城市に とどまっていただき、市内の観光をしていただくかの施策を考えるべきだと思います。こう いった葛城市の魅力をどのように発信されようとされているのか、市としての考えを伺って おきます。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの ご質問の葛城市の観光の魅力をどう発信するか等についてお答えさせていただきたいと思い ます。

2021年に実施されますワールドマスターズゲームズ2021関西に向け、竹内街道の日本遺産認定を受けて、竹内街道や市内全域の観光施設や観光スポットを、着地型観光として満喫できる周遊ルートを構築するために、平成30年度では葛城市内観光地周遊ルート調査プロジェクトチームを設置し、市内の旧街道を中心とした観光地、観光スポット、休憩所、視点場、飲食スポット等グループに分けて、地元を探索して調査を行っております。探索したそれぞれの地域資源をつなげて整理、データ化し、シーズ側として周遊ルートを完成させるもので、次年度におきましてはニーズ側としての調査も行い、現地調査を行った高野街道等の旧街道だけではなく、竹内街道や笛吹神社などがある近畿自然歩道沿いの地域資源も絡め合わせながら、それぞれのニーズに合致できる商品構成を構成しながら、ホテル誘致も見据えました着地型観光としての観光産業の自立を行っていくものでございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 APEC、アジア太平洋経済協力が2010年に横浜で開催された際、アジア各国の観光 大臣などが葛城市に来られ、オプションで相撲の体験等がある中で笛吹神社を選ばれて、行 かれた方からは、名前も知らないこともあり余り期待せずに行ったが、本当にすばらしかっ たとの声を多くいただきました。各大字からの12振り提灯が集合したり、地元のもてなしも あったこともあり、神社の雰囲気とともに感動されて帰っていかれました。市内の魅力のあ る場所に誘導する、そしていかに満足して帰っていただけるかということだと思います。こ ういった観光を含めたワールドマスターズゲームズ2021の受け入れ体制について市長の考え をお聞かせいただきたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 ワールドマスターズゲームズ2021、もう3年くらいですね。趣味の大会ではございますが、 外国からも若干来られて68チーム800人前後の方が来られるという想定のもとに、大会を開催させていただくということでございます。大会につきましては初めての種目でございます、 ワールドマスターズゲームズでは。ですから、大会の競技の内容をまず検討している。それと、競技会場等の検討はほぼ大体終わってきているのかなというように思いますけども、それをいかに観光につなげていくのか、葛城市の魅力を発信していくのかということやと思います。部長の方から答弁ありましたように、まず受け入れ体制ですね。できましたらワールドマスターズまでに宿泊施設等の準備ができたらとは思うんですけども、正直言いますと、非常に競争が激しくなりました。大阪万博が決まりまして、特に奈良県エリアにつきましては、どこの市町村も活発に、その方向に移っていっているということやと思います。葛城市の方は2年ほど前から活動してるわけなんですけども、それにまず負けないように誘致作業をしていきたいというのが1点ございます。それと、議員ご指摘のとおり来ていただいた方に、一番大切なことはいろんな媒体を通じましてアピールをすることなんです。来ていただいた方にいかに満足してもらえるかということやと思います。もうこれは商売の基本です。来ていただいた方を怒らすような、もしくは気分を害するようなことがあってはいけない。 それにまず心がける必要がある。現在の通信媒体というのは非常に従前と拡散の仕方が違います。個人の方が例えばインスタ映えするような写真を添付して、それで世界中に発信してしまう時代ですから、数じゃなくて広がり方を考えていく必要がある。それを考えると、1人の方が来ていただいて、喜んでいただくと発信してくれる。逆に言うたら気分害して帰られるともう発信はゼロ、悪印象の発信がされてしまうということですので、勝負は来ていただいた方がいかに満足するか、それがもう最大限の成果を出すか出せないかの分岐点になると考えています。それを考えますと、葛城市に来ていただいた方にどういう接客ができるのかということやと思います。その部分につきまして、昨日の奥村議員の一般質問でも商工観光のあり方についてご指摘があったわけですが、その部分について葛城市はまだその水準に達していないと感じております。いかに迎え入れて1人でも2人でもそのような印象を持っていただけるか。持っていただけたら必ずそれが発信力になる。1人から2人、2人から4人になりますから、そういう拡散の仕方が最大限の勝負やと思っております。できるだけ早いうちに、好印象を持って帰っていただけるような体制に持っていくということを大切に考えていきたいなと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 葛城市として競技会場を提供するだけでなく、今市長言われたように、いい印象でそして楽しんで帰っていただく。そのためには、市民も巻き込んで市全体で盛り上げる必要があると思います。今からその準備に取りかかっていただきますようお願いしておきます。

最後に人事配置についてをお尋ねいたします。

葛城市におきまして、正職員は平成30年4月1日現在で313名、パート、嘱託等含めますと約500名の人員となります。この約500名で日々の業務をこなしていただいていますが、そんな中、各課におきまして一部の職員の長時間の時間外勤務が見受けられます。要因はそれぞれの課や個人が抱えている事情によりさまざまであると思いますが、そこでまず、こういった時間外勤務の許可はどなたが出されるのか、どこまで上司は把握されているのかを含む、申請、決裁の流れについてをお伺いいたします。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの吉村優子議員のご質問にお答えさせていただきます。

時間外勤務申請及び決裁の流れでございますが、まず所属課長が時間外勤務命令をパソコン端末から庶務管理システムを通じて行いまして、該当する時間外勤務職員が時間外勤務等申請確認票を出力し、実績申請し、所属課長が決裁を行うのが基本でございます。ただし、月30時間超過者につきましては所属部長まで、月40時間超過者は副市長まで、月60時間超過者につきましては市長まで決裁を受けることとなってございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 例えばイベントに伴う業務増や、年度末における仕事量の増加などで、ある一定期間

の長時間の時間外勤務は別として、通年における長時間の時間外勤務などについては、先ほどの答弁にもありましたけれども、直属の上司である課長の決裁により勤務をしているわけですから、要因も当然理解されているということになります。例えば、各個人の家庭の事情もあるでしょうし、昼間市民との対応に追われ、自身の仕事はどうしても超過するといったこともあるでしょうし、要因は先ほども言いましたがさまざまであるということは認識しています。この答弁の中に月30時間超過者は部長まで、そして月45時間を超えた場合は副市長まで、そして60時間を超えた方については市長までの決裁と言われましたけれども、どの程度の職員が該当するのか、該当する職員の割合の高い部署をお答えいただきたいと思います。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

ただいまの吉村優子議員のご質問にお答えする前に、先ほどの答弁でございますが、副市 長決裁が必要な条件といたしまして先ほど月40時間と申し上げましたが、月45時間、今議員 がおっしゃったとおりでございます。

ご質問の方でございますが、集計可能な直近の状況といたしまして、本年4月から10月ま での状況で、該当する時間外勤務申請をし、決裁を受けた回数の割合が高い上位3位の部署 を申し上げますと、産業観光部、都市整備部及び会計課が該当いたします。具体的に申し上 げますと、まず産業観光部の一般職職員でございますが、月30時間超過により所属部長の決 裁を行ったものでございますが、時間外勤務を経験したことのある人数ベースで33.3%、同 一人物による複数月の月30時間超過回数をカウントした件数ベースで11.9%、月45時間超過 により副市長決裁を行ったものは、人数ベースで33.33%、件数ベースで9.52%でございま す。また、月60時間超過により市長決裁を行ったものは人数ベースで33.33%、件数ベース で7.14%でございます。次に、都市整備部の一般職職員でございますが、月30時間超過によ り所属部長の決裁を行ったものは時間外勤務を経験したことのある人数ベースで50%、同一 人物による複数月の月30時間超過回数をカウントした件数ベースで24.11%、月45時間超過 により副市長決裁及び月60時間超過により市長決裁を行ったものにつきましては、人数ベー ス、件数ベースともに0%でございます。最後に、会計課の一般職職員でございますが、月 30時間超過により会計管理者決裁を行ったものにつきましては、時間外勤務を経験したこと のある人数ベースで50%、同一人物による複数月の月30時間超過回数をカウントした件数べ ースで14.29%、月45時間超過により副市長決裁を行ったものにつきましては、人数ベース で50%、件数ベースで7.14%でございます。最後に、月60時間超過により市長決裁を行った ものにつきましては、人数ベースで50%、件数ベースで7.14%でございます。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 詳しくお示しいただきました。今お聞かせいただきましたけれども、職員の時間外勤 務の状況に偏りがあるように見受けられますが、この偏りを是正していくために、どのよう に取り組まれているのかもお伺いいたします。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの吉村優子議員のご質問にお答えいたします。

育児休業復帰後の部分休業申請職員でございますとか、共働きで子どもが学童保育等から帰るまでに帰宅しなければならない年代の職員等と、その他の職員では勤務条件が異なってございまして、部署内でも時間外勤務状況に偏りが生じてくることがございます。一方、勤務条件の理由で説明がつかない特定職員の残業につきましては、管理職によってその理由をただし、縮減させるようにしてまいりたいと考えております。また、部署によっては繁忙期がございまして、当該部署の業務量が多大になる場合もございますが、その場合は所属部長が部内職員に応援協力を求めるなどして、部内全体で業務量を平準化していくように努めたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 健康管理も気遣いながら対応していただいているというふうに思いますけども、こういった管理職による時間外勤務マネジメントでは限界があるというふうに感じています。例えば要因の1つに、異動時の入れかわりで人数に変化がないものの、携わっていた業務に偏った配置になっていないかどうか。どういうことかといいますと、その業務の経験が浅い職員ばかりになっていることにより、時間内に業務が終了しないといったこともあるのではないかというふうに思います。専門職を育てるか、広い知識の職員をふやすかにもよりますけれども、専門職とまではいかなくても、経験年数も考慮し、職員の偏った長時間の時間外勤務にならない配置、配慮が必要になってくるのではないかと思います。こういった人事配置において、どのような配慮がなされているのかもお聞かせいただきたいと思います。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの吉村優子議員のご質問でございます。

人事配置におきましては、各職員の過去の実務経験はもとより、本人が保有する資格でございますとか、本人の適性等を把握いたしまして、組織全体、職員全員が効率的な働き方ができるように最善を尽くしております。その上で発生してしまう時間外勤務につきましては、さきに答弁させていただきましたとおりの対応を管理職に課してまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 今言われましたことを十分に配慮しても、なお偏りが出るのであれば、それは人員不足も考えられるというふうに思います。そもそも、本市の規模に対して管理すべき公共施設が多過ぎるのではないかというふうに思っています。合併をして14年が過ぎましたが、以前から言わせていただいています、施設の統合の問題があります。こういったことも職員数に関係してきます。ファシリティマネジメントを含めて、市長の考えを改めて伺っておきたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

吉村議員からは、人の問題からいろんなご指摘をいただいてると思います。葛城市合併して14年、来年度また15年目を迎えることになりました。平成の大合併は3,600くらいあった自治体が今現在1,700台まで、約半分くらいになったというのが、今回の平成の大合併の結果でございます。葛城市の場合は2町ですけども、ほかの市で考えますと、3町、4町、5町と合併された中でその対比をしますと、葛城市は必ずしもそのようなほかの自治体と比べて施設が多過ぎるという認識はございません。ただ、効率化は目指さないといけないということは事実でございます。その効率化を目指すに当たって、その市の立地条件ですとかどういう手法で効率化を目指すのかというのは、考えていかないといけないと思います。公共施設の考え方といたしましては、合併して14年たちますけども、当初市民の皆様方にご説明したのが、サービスは高い目に負担は少な目にというのが大前提で合併しておりますので、非常に葛城市というのは県下でも有数の行政サービスの高さを誇っている、料金の低さを誇ってるというのが実情でございます。私はやはりそれは市民の皆さん方との約束ですので、大前提としてそれは根底に残した中で持っていかないといけないという考え方でございます。

ただ、じゃあそれをどう収支バランスをとっていくのかということが非常に大切な作業になっていきます。公共施設として来ていただくサービスについては、私はできるだけ近くにある方がいいであろうと思っています。ただ、こちらからサービスを提供するもの、行く方のサービスについては統合すべきものであるという認識を持っております。

その中で例えば、効率化をどう果たすのかということを考えますと、今現在3万7,000人、 合併した当時が3万5,000人ちょっとでございましたので、約2,000人ふえておるわけなんで すけども、やはり市の形態として非常に3万7,000人というのは非常に不安定な形態をとっ ております。合併という流れの中で特例で3万人特例がございました。本来の市の要件は5 万人でございます。市の行政事務をつかさどる、もしくは行政サービスを維持するためには 市の形態をとる限りは、やはり5万人という基礎自治体の市の要件を達すべきであろうと感 じております。また、葛城市はそのような立地条件にございますので、そのような人口増の 施策を織り込むことによって、本来持つべき市の要件を達する必要がある。効率化をどう果 たすのかといいますと、今の公共施設、全国多分調べますと、葛城市が決して多いわけじゃ ないんです。平成の大合併ですから、もっと多い市がいっぱいあるんですけれども、その中 でやはり葛城市としては効率化を目指していく必要がある。その効率化の目指し方として、 考え方として現状を維持するということであれば、効率化は完全に果たさないといけない。 でも、人口を3万7,000人から5万人までふやすということは、その中で1万3,000人、約3 割くらいふやすことになりますよね。そうすると、ふやすことによってある種の効率を果た すことも可能であるという考え方を持っております。これはその時代、時代によってその市 の立地条件やその要件によっていろんな考え方を持っていくべきやと思います。今現状で申 し上げられますのは、葛城市の立地条件を考えますと人口増に持っていくことが、市の人口 構成も考えますと、必要であろうと考えでおります。必ずしも葛城市がほかの市に比べて公 共施設が多いか少ないかということであれば、私はそうではない。それは今回の平成の大合 併に共通する、もしくは、葛城市以上にその問題を抱えている市はあるやろうとは感じてお

りますが、全体のバランスの中で公共施設のあり方というのは判断していくべきであろうと 考えております。

以上でございます。

藤井本議長 吉村君。

吉村優子議員 葛城市は面積としてはそんなに広くないところだというふうに私は思っています。その中で複数の施設があれば、当然ながらそれに張りつく職員もいるということになります。市長の考えでは人口をふやして効率化という話もありましたけれども、人口をふやすのが早いのか、建物が老朽化するのが早いのか、その点を考えますとなかなかこれは難しい問題だなというふうに思います。このままでいって人員をふやせばいいということで安易に考えても、またそれで後、施設を1つにするということになった場合には、それは人件費が財政を圧迫するということも考えられますから、これはまだまだ議論を重ねる必要があるかなというふうには思っています。ただ、今現在この体制で業務をこなすには、人事配置が非常に影響してきます。再任用や嘱託職員におきましても、それまでに培ってこられた知識や経験が生かせるよう配慮いただき、各課の日常業務に偏りがないよう適材適所での配置に心がけていただきたいと思います。人事の配置というのは非常に難しく大変な作業でありますが、来年度の人事異動に向け、今述べましたことも考慮いただき、葛城市が今すべきこと、職員の皆さんが一致団結して市民皆さんのために事業等を進めていただきますことを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、おはようございます。梨本洪珪です。今議長よりお許しをいただきましたので、私 の一般質問を始めさせていただきます。

私の質問は今回4点ございます。1点目は葛城市の将来的な人口規模とまちづくりビジョンについて、2点目はごみ収集について、3つ目は人事評価制度について、そして最後は設置済みの立て看板について質問させていただきます。

これよりは質問席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 それでは始めさせていただきます。

昨日も内野議員が紹介されたんですけれども、12月6日の毎日新聞に葛城市についての記事が掲載されておりました。この見出しは、「想定超え人口増、うれしい悲鳴」というふうにありまして、この人口増は全国的に見ても非常に珍しい動きということで記事になっておりました。私はこれまで一貫して公共施設マネジメントについて質問をさせていただきました。旧町時代からの統合が進んでいないこと、このことが現在の効率化を妨げる要因になっているんではないか、かつ今後の財政を圧迫するとこのように考えたからでございます。地方財政を分析すると、公共財別に自治体の適正規模が出てきます。それぞれの施設やサービスによってこの限界効用は異なってくるわけでございますが、全てに最適にできる人口規模

というものはございません。そこには政治的判断が求められてくるというのが当然のことであろうと考えております。今回は公共施設マネジメントに大きくかかわるであろう人口規模について私の方から質問させていただきたいと思います。

まず、私が政治家を目指したとき、志したときに、私は日本が抱える大きなテーマ、これの2つをぜひ改善したい、その解決に尽力したいと思って手を挙げさせていただきました。 1つは何かというと、少子高齢化の問題です。そしてもう一つは財政健全化。これらは今の日本人がこの先数十年かけて向き合っていかなければいけない課題であると、私はこのように考えております。前提といたしまして、少子高齢化と人口減少は違う問題であるということを少し整理させていただきたいと思います。

私が若いころ、学生時代は、少子高齢化というのは年代別の人口構成の問題なんですけども、人口ピラミッドと呼んでいました。ところが、これがだんだんつぼ状になってきて、今後はすり鉢状になっていく。この人口構成の問題というものが私はこの先日本に及ぼす影響が非常に大きいんではないかと、このように考えております。また、日本は人口の減少に関しましては、今問題となっているわけなんですけども、世界的に見るとやはり人口増加の傾向がございまして、そこに対する非常に深刻な問題が生じておるわけです。これまでの歴史を見ても、この人口の増減、例えばこれから日本は初めて人口減少ということを体験していくわけなんですけれども、人口が減ったからじゃあ経済が停滞するのかというと、これは連動しておりません。人口とGDPの成長は違う問題です。この経済成長というのは、イノベーションによって進んでいくわけでありまして、人口減少があるからといって急に経済が失速するわけではないということも前提に置いておきたいと思います。

一方、生産人口が減少して社会保障費が増大していく。少子高齢化、これに関しては、政策を間違えれば日本の未来に深刻なダメージを与える問題、このように私は考えております。 これらの点を踏まえた上で議論をさせていただきたいと思います。

まず、平成28年3月に策定されました葛城市人口ビジョン、この人口ビジョンの葛城市の 人口の見通し及びその算出方法についてご教示ください。

藤井本議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの梨本議員のご質問でございます。

葛城市人口ビジョン、現行のものの人口の見通し及びその算出方法ということでございます。まず、葛城市人口ビジョンにおきましては、3つの将来人口推計が示されてございます。1つ目は、平成23年から平成27年の住民基本台帳の推移で人口の伸びを補正した住基補正パターン。2つ目は国の長期ビジョン、すなわち合計特殊出生率が平成32年までに1.60、平成42年までに1.80、平成52年までに2.07まで上昇すると仮定した長期ビジョンパターン。そして3つ目は、長期ビジョンパターンをベースに、20歳から34歳までの就職に当たる年代及び30歳から39歳までの子育て世代に当たる年代における、本市の目標とする新規転入者や合計特殊出生率を加味して設定した目標人口でございます。

人口の見通しでございますが、まず住基補正パターンにおける将来人口推計につきまして

は、2020年において3万6,560人、2030年において3万5,942人、2040年において3万4,600人、2050年において3万2,971人、2060年において3万933人となっており、長期ビジョンパターンにおける将来人口推計でございますが、2020年におきまして3万6,560人、2030年におきまして3万6,211人、2040年におきまして3万5,600人、2050年におきまして3万4,886人、2060年におきまして3万3,909人となっております。最後に目標人口における将来人口推計でございますが、2020年におきましては3万6,790人、2030年におきまして3万6,856人、2040年におきまして3万6,686人、2050年におきまして3万6,421人、2060年におきまして3万5,887人となってございます。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今ご説明いただきましたように、言うまでもなく、人口の増減には2つの要因がかかわってくるわけです。1つは何かというと、自然増減。これは出生数とそれから死亡数の差です。そしてもう一つは社会増減と言われるもので、これは転入者と転出者の差なわけです。今の答弁を要約すると、3つの将来人口推計が示されたわけです。1つ目は何かというと、このまま放置した場合、何もしなかった場合は、2060年に葛城市の人口は3万933人になる。2つ目は、合計特殊出生率、これは国が目標としている数字なんですけれども、この数字が達成された場合には2060年の人口は3万3,909人、これは自然増の話ですね。3つ目は、この2番目の合計特殊出生率が達成されたプラス社会増、つまり転入者の上積みがあった場合に2060年の人口は、3万5,887人。葛城市の人口ビジョンとしては2060年で3万5,000人を維持しようということをうたっているわけですから、これが達成されるということになってくるわけです。

この葛城市人口ビジョンの位置づけは、読ませていただくと、長期的に見たときの人口の 大幅な減少に歯どめをかける積極戦略、そして人口減少に対応したまちづくりを行う調整戦 略のバランスを図っていく、このことが大切であるというふうに示されています。私はこの 人口ビジョン、隅から隅まで読ませていただきましたが、現状に照らして非常によい分析で あると考えております。市としてはこの分析に対してどのようにお考えでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年12月1日現在の本市人口でございますが、3万7,460人となってございまして、 葛城市人口ビジョンで示した将来人口推計のペースをやや上回る現状でございます。この理 由といたしましては、本市から大阪市内まで電車で30分程度で行けるアクセス面のよさと、 手ごろな住宅を取得できること、また近隣自治体に比べて教育、福祉の手厚さがよいなどの 理由により、子育て世代を中心とした他団体からの流入が考えられます。一方、昨日の一般 質問の中でも市側で答弁させていただいておりますが、国は来年10月に実施する消費税増税 の対策として、幼児教育、保育の無償化を進めようとしているところでございます。これに より、市内子育て世代が共働きを始めるなどのライフスタイルの変化、更なる子育て世代の 本市への流入など、人口動態の変化が想定されます。 以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 葛城市は、現在3万7,460名。ビジョンの人口推計ペースを上回っているということなん です。その要因は子育て世代の他市町村からの流入、つまり社会増であるということです。 先ほど人口構成について少し触れさせていただきましたが、日本という国全体を考えたとき に、合計特殊出生率が改善しなければ、つまり自然増に転じなければ国全体の社会保障費が もたないと言われてます。ただし、合計特殊出生率が改善したとしても、その改善に至るま での過程の中でタイムラグが生じる。その間どうするかは社会全体、国全体で考えていく問 題で、1つの地方自治体だけで解決できる問題ではないと、このように私は考えます。1つ 考え方の紹介をさせていただきたいんですが、地方自治体間の移動の考え方の中に、経済学 者ティボーという方の唱えられている理論なんですが、「足による投票」というものがござ います。この内容は、住民は自分の選好、つまりニーズを満たしてくれる自治体に移り住む ことを望み、住民が不満を持つ自治体からは離れていき、その自治体は衰退すると、こうい う考え方でございます。つまり、そのことから自治体間競争が生まれ、その自治体間競争に よって各自治体に緊張感が生まれ、その結果よりよい地方自治運営が目指されることになる、 こういう理論なんでございますが、この理論に関してはいろいろ欠点、指摘する点もござい ますので、一旦おいておいたとしても、若い子育て世帯が、今葛城市にこうして入ってきて いるというのは、葛城市がそういった世帯のニーズを満たしているから、選好を満たしてい るからだと私は考えられると思うんです。つまり、これは非常に喜ばしいこと、うれしいこ とで、現在の行政の施策が非常に評価されている結果であると私は喜んでおります。ただし、 これは周りの市町村が何もしなかった場合はこのままいくと思うんですけれども、このまま 手をこまねいているのかなという疑問も生ずるわけなんです。といいますのも、現在は葛城 市人口ビジョンからいくと、どこから葛城市に対して社会増がふえているかというと、まず 一番は大和高田市です。大和高田市からの転居が多い。2つ目、2番目は御所市なんですよ。 そして3番目がこれは橿原市。そのあと、大阪市であったり、県内他市町村。実際に葛城市 から転居が多い、つまり出ていく方が多いのは唯一奈良市だけではなかったかなというふう に記憶しております。これは何を言いたいかといいますと、このままですね近隣の大和高田 市や御所市がこの状況を若い人たちがどんどんどんどん葛城市に入っていく、自分たちのま ちはどんどんどんどん人口構成が高齢化していくということを、このまま何も手を打たない のかなと。これは推測の域を出ませんのでわかりませんが、相手があることにおいては、私 は長期的に見通すことは非常に困難ではないかなというふうに考えるわけなんです。また、 国保のような県単位化が進んでいくと、移ってくるというインセンティブが失われてくる、 これは葛城市独自の施策だけではどうしようもないということも出てくるわけです。この傾 向、トレンドが続く以上、いつまで続くかわからない以上、本当に慎重な対応をしていかな ければならないのではないかなというふうに考えております。

一方で、人口の増減にかかわらず施設関係のコストは、これは負担を毎年毎年数字として

求められてくるわけです。そこで質問させていただきたいと思いますが、平成27年度策定の 葛城市公共施設マネジメント基本計画、平成28年度策定の葛城市公共施設等総合管理計画、 平成29年度葛城市公共施設短期保全計画と順次、段階を踏んで策定されてると思うんですが、 計画上で今後維持管理に必要な金額や方向性が示されていると思います。その概要をいま一 度ご教示いただけますでしょうか。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村と申します。よろしくお願いいたします。ただいまの梨本議員の質問に 対して答弁をさせていただきます。

まず、平成27年度策定の葛城市公共施設マネジメント基本計画でございます。今ある施設をそのまま維持するとし、鉄筋コンクリート造りの建物の耐用年数は通常65年とされておるところでございますけれども、その耐用年数を80年に延ばしたとした場合の今後40年間に必要な維持保全の経費というものを試算いたしております。その総額が約246.4億円という数字が出ております。これを1年当たりに直しますと毎年約6.2億円必要という試算が出ておるところでございます。また平成28年度策定いたしました葛城市公共施設等総合管理計画といいますのが、公共建築物だけではなく道路、橋りょう、上下水道施設、公園等のインフラも含めた市全体としての今後の維持管理の方向性を計画内容といたしておる計画でございます。

次に、平成29年度葛城市公共施設短期保全計画というものを策定しております。この計画は今まで手を加えずに使えるだけ使うこととし、本来定期的にすべき維持保全を先送りをするという形で保全をしてきたということでできていない修繕等に係る経費が多額に上っていると。その経費を直近5年の間に実施するという前提で試算をした数字が出ておるのが今後5年間で約38.2億円で、1年当たり約7.64億円の修繕更新費用が必要であるという試算が出ているところでございます。しかしながら、この試算の数値につきましては、あくまでも先送りをしてきた維持保全経費でございまして、適正に保全するための経費ですとか、より長く使うための予防保全の経費は含まれておりません。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今ご答弁いただきましたように、葛城市公共施設マネジメント基本計画では、現状の施設を維持しようとすれば年に約6億2,000万円かかる、このように試算されている。そしてその結果、整理・縮小・統合の必要があるというふうにここにうたわれているわけです。葛城市公共施設短期保全計画においては、年に7億6,400万円、これは5年で38億2,000万円という数字が出ているわけなんですけれども、しかもこの数字は先送りしてきた維持管理経費で、これからの予防保全経費は含まれていないというわけなんです。これらの経費が葛城市の財政面から負担し続けられるのか、私は大きな不安を抱いているわけです。そこで市長に伺わせていただきたいと思います。最近、葛城市の将来人口規模を5万人にするというお話や、合併して施設が2つあるということで非常に他の市町村よりもサービス水準が高いということをよく耳にするわけなんですけれども、将来人口5万人の算出根拠や見込み、そして施設

の現状維持での存続による市財政への影響について、少しお話を聞かせていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 この点につきましては、まさに関心の的のところでございます。毎日新聞等でも報道されまして、非常に周りの市町村からもいろんな刺激のあるインパクトのあった発信を葛城市がしたということで、注目を浴びているところでございます。

まず、人口5万人を目標にしますというお話をさせていただいております。それはある種、企業的な考えでございます。いろんな業種の企業ございますけども、同じ業種の中で伸びる企業もあればそうでない企業もある。まさにそれが自治体で言えば、逆に言えば人口がふえていくところもあれば、活性化していくところもあれば、過疎化していく、衰退していくところもあるということでございます。その中でまず葛城市の立地条件をその中でどの方向に向かえる自治体なのかということを分析する必要があると考えております。その中で簡単な言葉で申し上げてますのが大阪からの利便性、私鉄等の駅の数ですとか、それともう一つは自治体としては非常にバランスのいい自治体でございまして、葛城市というのは、山が3分の1ある、平坦部が3分の2ある。なかなかこういう自然環境も含めた中で整備のしやすい自治体は少ないんですよ。それと、面積が全体で34平方キロメートル、わりあいとコンパクトな自治体である。そうすればその条件を最大限に市としては活用していく、アピールしていく必要があるというわけでございます。

それと施設の件ですが、まさに総務省の方が高度経済成長期の中でいろんな施設を整備し ていった。そして、平成の大合併があり、一つの市という形態の中での公共施設の現実を見 た中で、整理、統合に拍車がかかる観点から、総務省がそれらの公共施設のマネジメント計 画を立てなさいというのが、今回、梨本議員が指摘の計画でございます。先ほども申しまし たように葛城市の立地条件や、いろんな合併するに当たりまして施設の設置状況、それとこ れは住んでおられる方は意外と気がついてないんですけども、ほかの方からご意見いただき ますと、葛城市の行政サービスの水準は非常に高い。ということを、これはセールスポイン トなんですよ、最大限に活用していく。それと先ほども言いましたように、まず考え方とし て葛城市としての目標数値を設定する必要がある。それはやはり基礎自治体としての最少人 数、市という形態をとるには5万人ということを考えますと、目標に向かってどういう施策、 計画、事業を取り入れていくとそこに達成するかという、従来の自治体の考え方とは違う、 企業的な考え方を取り入れた中での葛城市のまちづくりのあり方をまさにこれから、計画し なければならない。本来でしたら人口ビジョンなんていうのは当初予算に入れるのですが、 今回10%消費税を上げるに当たって国の方が、幼児の無料化の話が出ておりますんで、従前 のとおりの計画よりか若干その部分で大きな変化を受けるであろうということで、3カ月だ けでも早くその作業に取りかかれないのかなというので、この12月議会で補正予算を組みま した。これはまた各委員会の方で審査していただけると思いますけども、あえてその計画を 補正予算に入れてます。それと、今人口3万7,000ですと、交付税をカウントするに当たっ て、基準財政需要額、大体72億円なんですけど、それが5万人を達成しますと約5億円ほど

アップします。その5億円の中ではいろんな人口増に伴って必要な経費等がございます。それに伴って市民の税収、市民税等や法人税等の税収を伸ばすことによって財政のバランスをどうとっていくのかという議論になっていくと思います。あくまでこれは目標計画をつくるという考え方です。従前の目標より、どんな政策をすれば、どういうまちづくりをすれば、その目標を達成できるのかという議論を市としては非常に積極的に本格的にやっていく。ただおっしゃるように、人口減を容認して今まで来られたほかの市町村が何といいますか頑張ろうという努力が更に出てくるということは当然でございます。しかし、市として負けないだけのものを持っていくという必要があると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 私は個人的に市長の政策やビジョンには非常に共感する部分が多いんですよ。市民に対して葛城市の将来像を提示するのは政治家としても非常に大きな役割であると、このように考えておりますし、個人的には応援している部分もございます。ただ、人口目標と、公共施設マネジメントこれを連動させることには少し危険ではないかなという感覚を持っております。前提として、まだ私の中に5万人の人口というのがイメージしづらいんです。また、市民の皆さんもそれを望んでいるのかなというところもこれからの検証が必要ではないかなと考えております。この市長の掲げられておられる目標数値、5万人が実現可能かどうかの判断というのは、それぞれ意見があると思うんですけれども、確かに人口減と人口増に対応するまちづくりは違ってきます。ただ、戦略のミスが後々になって大きな負担となる可能性も否定できません。

近隣を見ると右肩上がりで人口を伸ばし続けている市がございます。どこかというと、香芝市です。11月末現在で7万9,470人ですから、葛城市より3万人以上多いわけです。葛城市と同様、平成28年度に人口ビジョンを策定しておられます。参考までに申し上げると、2060年人口目標は8万5,000人ということですから、かなり強気ですね。葛城市は若干減らすということなんですけれども、香芝市は今の7万9,000人からまだ伸びるよというふうに見通しておられます。この香芝市と葛城市を比較すると、2040年の県内自治体の自然増減と社会増減の影響度、これは酷似しております。葛城市も香芝市も自然増減の影響は一番下から2番目だったと思うんですけれども、社会増減に関してはほとんど影響受けない、もしくはプラスになる、これは市長のおっしゃるとおりだと思います。ところが、先日の新聞拝見いたしますと、市内唯一の大規模ホール、これはモナミホールという名前なんですけども、このホールの無期限休館を決定されました。これは老朽化や耐震強度不足による理由を挙げられておられますが、財政面からの影響が大きいはずです。葛城市以上の人口規模ながら、体育施設も2つしかございません。

こういったことを鑑みるに、上のビジョン、目標をしっかりと見据えてそれに進みながら、 一方で足元をしっかりと固めていく。このことが大事なのではないでしょうか。市長のお考 えは理解いたしましたが、それで財政がもつのかという議論をもう少ししていくべきではな いかなと私は考えております。総合管理計画にあります、全庁横断的に多様な視点での検討 がまだ少し不十分ではないかなというのが、私の考え方でございます。 3 月の一般質問でも 今後のあり方を検討する会議、これを要望させていただきましたが、改めてお願いいたした く思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 近隣の市の話を特にそれを取り上げて、どうのこうのというのは非常に差し出がましいような気がいたします。その条件が市によって違うということなんです。必ずしも葛城市と香芝市の条件は同じではない。香芝市の場合は非常に真美ケ丘、それと西の方の住宅開発をされました。大規模な住宅開発をされて一定の世代の人口が極端に多いということでございます。葛城市の場合はそういうことは、実は旧町の時代は、ある種大規模開発というとこまで行くかどうかわかりませんけども、ある種ニュータウン的に開発をされた経緯もございますが、ここ20年ほどを取り上げますとそういう開発もしていない。ですから人口の構成バランスが、葛城市と香芝市はちょっと差があるということなんですね。その中で香芝市の方は、今の土地の利用からいいますと非常に開発すべき土地も少なくなっておるという実情を踏まえますと、必ずしもそれを同列の中で比較するのは難しい。葛城市の場合はまちのつくり方が、合併して平成16年10月ですからまだ14年なんですけども、これからどのようなまちをつくっていくかというまさにその時期でございます。その方向性をどう決めるのかということでございます。

議員ご指摘のように、財政のバランスは最大限考えていかないといけない。ただ、人口ピ ラミッドでどういうバランスの人口構成をとっていくのか、今何もしなければ高齢化社会の 中で年代の高い人がふえていく、逆ピラミッドに近づいていくということですけども、私が 目指すのは世代間の循環なんですね。ですから、若い世代を取り込むことによって、下の方 で細くなっている部分を太くしていく作業、寸胴型に変えていくという作業です。高度成長 期でしたらこういう具合にピラミッド型になるんですけど、それはもう繰り返すんですよ。 結局はピラミッドにしたかて今の医療の感覚からいきますとね、そのままずっと上に行って しまいますんで、また同じような結果になってしまう。そうじゃなくてある種人口バランス を、年代のバランスをどうとったまちにしていくかということが大切なんやと思います。こ れからいろいろ議論したいと思います。それで今市政フォーラムとかで各大字を回らせてい ただいてますけども、まさに政治家として私はこんなまちをつくりたい、こんなまちにした いんですよというお話をさせていただいております。その作業というのは、この民主主義社 会の中で市民の方がどんなまちにしたいねと言ったときに、それに賛同していただけるかど うか、それの確認作業を今させていただいているということでございます。いろんな議論を 重ねて20年さきの葛城市のまちの姿を議員の皆さんとともに、また市民の皆さんとともに検 討していく作業を丁寧にやっていきたいなと思っております。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 市長、ご答弁ありがとうございます。私はぜひそういった議論をこれからも重ねていきたい。本当は時間があれば、この場でもたくさん議論させていただきたいんですが、残りの時間もございますので、ここは未来の子どもたちに負担を残さない、今の負担を先延ばしにし

ないということを十分にエビデンスに基づいた公共施設マネジメントを通じてやっていきたいというお願いをいたしまして、1つ目の質問は終結させていただきます。

では、続きまして2つ目の質問、ごみ収集についてお伺いいたします。新クリーンセンターが稼働して1年半が経過いたしました。容器プラの収集など新たな分別方法も定着してきたかに思えます。言うまでもなく、ごみ収集は市民にとってなくてはならないサービスです。地方公共財として継続的、安定的なサービスが提供されることが求められます。ただ、この衛生費の分野は、市の財政の支出の中では非常に大きな比率を占めるわけです。財政面から無駄遣いは極力減らしていただきたいという思いで質問させていただきます。まず、現時点での収集処理コストについてお聞かせいただきますでしょうか。

藤井本議長 木村市民生活部理事。

木村市民生活部理事 市民生活部、木村でございます。よろしくお願いします。

ただいまのごみ収集のコストについてのご質問でございますが、平成29年4月より稼働する中で、燃えるごみについての収集量と処理コストについてお答えをいたします。収集についてございますが、新庄区域につきましては直営収集を行っております。平成29年度の収集量は約3,380トンで、これに伴います人件費が約1億2,380万円でございますが、資源ごみの割合分を差し引きますと、約9,280万円となり、収集コストといたしまして、トン当たり約2万7,400円となります。次に、當麻区域については業者委託しております。平成29年度の収集量は約2,610トンで、これに伴います委託料が年4,852万円でございますが、同じく資源ごみの割合分を差し引きますと約3,880万円となり、収集コストといたしましてトン当たり約1万4,800円になります。

次に、葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合に収集処理を委託しております、資源ごみ関係についてお答えをいたします。資源ごみとしての缶、瓶類の収集量が約301トン、不燃ごみが約293トン、粗大ごみが約399トンでございます。収集処理の委託料といたしまして、年1億5,899万7,000円でございます。これを収集と処理で案分いたしますと、収集が8,663万7,000円、処理が7,236万円になります。収集量の合計が993トンで、収集コストといたしましてトン当たり約8万7,000円と、処理コストといたしましてトン当たり約7万3,000円になります。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今ご答弁いただいた中で、まず燃えるごみについては新庄地区と當麻地区の収集コストの差が生じているということがわかりました。このコスト差については今後の検証課題であると私も考えております。1つ、処理についての参考事例として言いますと、11月22日に橿原市、高取町、明日香村で可燃ごみの協定が締結されました。クリーンセンターかしはらに1トン当たり3万円の処理費負担で高取町、明日香村が持ち込む、燃えるごみを持ち込むということなんですけれども、この持ち込みに関しては地元の協力があってこそなんですが、双方にメリットのある協定だというふうに聞いております。価格だけでなく、ファシリティの面からも参考になると私はこのように考えております。一方、資源ごみに関しては、コスト

的に問題を感じるわけです。この業務は委託事業で以前より長期の随意契約が問題と私は指摘してまいりました。きょうは表を使って、県内他市との比較をしてみたいと思います。先ほど市長から他市のことは余り言うなというふうに言われたんですが、ちょっと参考までに見ていただきたいと思います。

人口は違うんですけれども、葛城市と一番近い委託契約を行っている市に県内では生駒市がございます。まずこの生駒市はどのような契約をしているかというと、葛城市と同様に随意契約なんですけれども、これはプロポーザル、公募型のプロポーザルで5年の随意契約をしておられます。まず人口から比較していくと、人口葛城市3万7,460人に対し、生駒市は平成29年4月1日現在12万741人、世帯数は葛城市の1万4,701世帯に対し、4万9,672世帯ということで、大体3倍強くらいの違いがあるのかなというふうにご理解いただければと思います。面積は33万7,200平方キロメートルの葛城市に対して、生駒市は53万180平方キロメートル、ここに関しては葛城市よりよりコンパクトといいますか、生駒市に行かれた方はわかると思うんですけれども、非常に丘陵地帯というか、山手の方にも家屋が広がっているんではないかなというような状態です。

次に、委託の前提条件を整理させていただきます。まず、回収ステーション、葛城市は約900から1,000カ所ございます。一方生駒市はその2倍、約1,800カ所です。収集車両は、葛城市は委託の契約の中で市所有の車両3台を業者さんに貸しておられる、プラス業者さんが1台自前で用意されておられる。生駒市の契約の場合は、委託業者が全て負担。処理施設は、葛城市は葛城市クリーンセンターにて処理をいたしますが、生駒市の場合は委託業者さんが機械設備等を全て負担するというような条件になっております。つまり、収集車両、処理施設といったイニシャルコスト、初期投資が大きく違うわけです。

では、収集処理量はどうかといいますと、葛城市が粗大ごみ、不燃ごみ合計して692トン に対して、生駒市は565トンなんです。ここについては、次の項目空き缶、空き瓶これは葛 城市は301トンに対して、生駒市が1,451トン。といいますのは、収集のカウントの形態が違 いまして、生駒市の場合は缶、瓶の中に不燃ごみが含まれている。瀬戸物であるとか、有害 ごみが一緒に回収されているというふうに聞いております。プラス、ペットボトルに関して は、葛城市は契約外、これは直営でやっております。一方、生駒市の方は、この契約の中、 缶、瓶と一緒に含まれているということで、274トンのペットボトルを回収しているという ことです。これを合計しますと、委託数量の合計としては、葛城市は993トン、生駒市は 2,290トンになるわけなんですけれども、委託契約金額は葛城市が1億5,899万7,000円、一 方、生駒市は1億9,569万5,000円というふうになるわけです。この生駒市は排出比率が少な い、葛城市に比べて人口が3倍ですから、約3倍出てこないとおかしいんですけれども、こ れが少ないのは私が分析しますに、平成27年度の粗大不燃ごみの有料化が影響しているよう に思われます。プロポーザル契約で生駒市は5年契約されておられるんですが、ごみ収集が 無料の期間がございました。平成25年度は約2,867トン、平成26年度は、有料前の駆け込み ということもあって、3,598トンがここに数字としてあらわれてきていたわけでございます。 そのときも、同じ1億9,569万5,000円で契約しておられたということになっております。そ

れぞれの市町村ごとに委託品目や収集形態が違い、比較も難しいことは重々私も承知しております。しかし、今のような生駒市の事例は葛城市の委託形態にも非常に酷似しております。 このような事例は参考になると私は考えているのですが、いかがでしょうか。

藤井本議長 市民生活部理事。

木村市民生活部理事 ただいまの資源ごみ収集、処理についての契約ということでございますが、現 在契約しております契約年度が平成31年度に終了するため、次年度以降の委託を行う際にま た参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 ぜひ参考にしてください。この委託費用は衛生費の大きな比率を占めているわけです。コスト面での問題は、理事者側も十分に認識しているとこのように私は考えております。それが本年度に計上された432万円の運営業務検討委託料であるというふうに理解しております。これは前市政任期中の長期随意契約、平成28年6月10日から3年間結ばれたわけなんですけれども、ここに対する検討だというふうに私は聞いておりますし、3月の予算委員会では長期契約の理由は、瑕疵担保と安全運転とのことでありました。平成31年の現契約満了後は、次の契約方法を検討するものだと聞いておりますので、よろしくお願いいたします。では、運営業務委託の結果についてもここで少し聞いておきたいと思うんですが、できるだけ簡潔にお伝えいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

藤井本議長 市民生活部理事。

木村市民生活部理事 ただいまのご質問でございますが、運営業務検討委託につきましては、本年5月29日より委託発注をしております。検討内容といたしましては、運転に係る費用、光熱水費や薬品等の用役費、それに点検補修に係る費用を現在の業務形態と包括した場合を比較し、コスト縮減効果の検証を行うものでございます。委託成果の報告といたしましては、一定年数以上になれば、包括による委託が現在の業務形態と比較した場合に本市にとって財政負担を軽減できる結果となっております。いずれにいたしましても平成32年度以降の運営につきましては、本市にとって最善の方法を前提に入札により業者決定を行い、業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今簡単にご説明いただきましたが、平成32年度以降は入札が行われるということでございました。競争原理の働く業者選定は大きな前進で、評価いたします。これまで私が再三指摘してきた問題の改善で、成果にも大きく期待するところでございます。個人的には、入札による業者選定だけでなく、直営も検討すべきではないかなというふうに考えるわけなんですけれども、担当部局によって更なる研究をしていただきたいと思います。

では、この質問の最後になりましたが、6月の一般質問で、内野議員が触れられたんですが、ふれあい収集というものが出されました。答弁では制度と仕組みづくりについて研究するということをお答えいただいたわけなんですけれども、9月にも同様に、共産党谷原議員

から高齢者のごみ収集について質問がございました。このふれあい収集の件について、最後 にお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本議長 市民生活部理事。

木村市民生活部理事 ふれあい収集ということでございますが、現在平成31年度より開始に向けて関係部局と協議をしております。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 平成31年度の開始に向けて、関係部局と協議されているということなんですけれども、実施に向けて調整いただいており、ありがたいなというふうに感じております。さまざまな問題はあるかもしれませんが、これからの高齢化時代に向けて必要なサービスです。市民の利便性が向上するよう更なる努力をお願いしておきます。

では、3つ目の質問に入ります。人事評価制度についてお聞かせください。

6月に人材育成基本方針を浸透される取り組みの一般質問を私の方でさせていただきました。その際、答弁ではOJT、研修とあわせて、人事評価による面談との回答をいただきました。今回はこの人事評価制度について掘り下げて質問させていただきます。まず、現在の人事評価制度の概要についてご教示いただけますでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

本市におきます人事評価制度は、平成22年度より行われておりまして、評価期間は年度ご とに設定しております。まず、評価者の設定方法でございますが、被評価者の職員に対して 評価者は1次評価者と2次評価者がそれぞれ設定されてございます。例えば主査以下の一般 職であれば、1次評価者は課長補佐級または主幹、2次評価者は主幹を除く課長級または理 事。課長補佐級であれば、1次評価者は主幹を除く課長級、2次評価者は理事を除く部長級 といったように、被評価者より1つ上及び2つ上の役職を有する職員が評価者となります。 評価内容でございますが、大きく部長級を除く全職員に行われている能力意欲評価、全職員 に行われている成果評価の2種類がございます。能力意欲評価は職員の役職ごとに求められ る能力について、評価項目及び着眼点、評価に当たっての重点項目を設定し評価を行うもの でございます。一方、成果評価は、部課長級については、組織運営に係る詳細項目を5項目 以上10項目以内で設定し、また部長級以外の全職員については1次評価者が提示した組織目 標に対してその実現に向けて業務における目標を2つ設定して、それに対する達成状況を評 価するものでございます。年間の流れでございますが、まず4月から5月にかけて被評価者 と評価者が期首面談を行い評価項目の設定を行います。その後10月に各評価者が上半期評価 を行うとともに被評価者と1次評価者との間で中間面談を実施し、評価者は被評価者に評価 結果を開示しフィードバックを行います。さらに、2月から3月にかけて各評価者が下半期 評価及び年間評価を行うとともに、被評価者と1次評価者との間で期末面談を実施し、評価 者は被評価者に評価結果を開示しフィードバックを行います。なお、一般職につきましては 面談において2次評価者も同席することとしております。 以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今の答弁の中で、葛城市では平成22年度より人事評価を開始されているということ。思ってたより早い段階での導入に、6月の答弁も納得したわけでございますが、一般論ではございますが、民間と公務員では評価が違います。民間では基本的に成果主義、積極的に貢献した人物が高い評価を与えられるわけですが、公務員ではその逆、減点主義で失敗をしないことが評価につながる。この点には、私、以前から違和感を感じております。挑戦しなければ失敗は起こり得ないんですけれども、減点主義では職員は委縮してしまいます。そのような環境の中で業務の改善やイノベーションというものは生まれません。また、民間企業では頑張りに見合う報酬というものが与えられるわけなんですが、公務員にはそのような考え方が余りないように見受けられます。葛城市としてこの点をどのように考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの梨本議員のご質問にお答えさせていただきます。

人事評価でございますが、平成26年に地方公務員法が改正されまして、能力実績主義の人事管理のバックボーンとなる、新たな評価制度としての人事評価が位置づけられまして、人事評価は任用、給与、分限その他人事管理の基礎とするということが明確化されました。さきに答弁いたしましたが、本市の人事評価制度は平成22年度から行われてございますが、給与面への反映はこれまで行われてきてございませんでした。この点につきましては、平成31年度の評価結果から平成32年度以降に支給する勤勉手当の成績率に反映させる方向で検討を進めるところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 人事評価制度の見直しの方向性は評価いたします。一方で、新たな制度の導入ということになれば、職員にとっても不安がつきまとうと思うんですが、見直しに当たって課題があるのであればそこも教えていただけますでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

ただいまの梨本議員のご質問でございますが、人事評価制度自体は再三申し上げておりますが、平成22年度より運用開始されておりまして、職員への定着は一定程度なされているという認識でございます。一方、勤勉手当の成績率に反映させるとなりますと、評価者にあってはより厳正、公平な評価が求められます。そのため、評価者に対する研修を課すなどして評価能力の向上を図る必要があると考えてございます。また、部署によっては業務の繁忙さでありますとか、難易度が異なってまいりますので、成績率の適用に当たりましては、これらの要素を勘案しないと職員間に不公平感を生むことになります。そのため成績率適用に当

たっては職員個人のみならず部署全体の取り組み状況を勘案した評価の仕組みをあわせてつくっていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 今おっしゃられたように、公平な人事評価が行われなければ、逆に職員のモチベーションを下げる原因にもなるわけです。この部分は確かに民間でも苦労している部分だと考えています。職員間の不公平感を生むことのないよう、評価の仕組みづくりにご尽力いただきたいと思います。私個人としては職員は人材育成基本方針にのっとった、行動や成長を評価されるべきであると考えております。そのためには、以前答弁をいただいたOJTや研修も重要な役割を示してまいります。以前にも指摘いたしましたが、特に研修は単発でやってしまうと効果が薄い、この継続も改めてご要望しておきたいと思います。

最後に、人事評価のあり方について市長の見解、簡潔に教えていただけますでしょうか。 藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 次年度から、人事評価について勤勉手当等に反映するやり方を、平成26年に国の方はそういう指摘をしていたわけなんですけれども、実際には葛城市ではされてなかった。そこに踏み込むということでございます。人の評価というのは非常に難しゅうございます。それはもう民間も市役所も同じものやと感じてます。評価の判断の基準を誤れば、逆効果が出る。本来目的のために導入したことが逆効果が出るということは大いに考えられます。慎重に、それを評価する人の育成も必要であると感じております。この人事評価を今回取り入れるというところに踏み込んだのはやはり、市役所職員としての組織づくりが大きな目標ございます。今年度から、コンプライアンスも含めまして民間企業のレベルに達するようにというような、接客も含めましていろんなマナーの講習も入れております。それは毎年継続していくものであります。その講習とやはり一体となった人事評価制度を入れなければ、葛城市の皆さんに、葛城市の市役所がいい職員ですよ、いい組織ですよという形には持っていくことは非常に難しいのかなという思いの中で、今回の人事評価制度を次年度から取り入れるという形にさせていただきました。実際に運用してみますと、問題点がかなり出てくるのかなと思っております。それも欠落するものであればそれを補てんするような仕組みや研修を取り入れる作業が入っていくと思います。

以上でございます。

藤井本議長 梨本君。

梨本議員 職員がやりがいを感じられる制度を人事評価面からもつくっていただきたいということを お願いして、この質問は終わらせていただきます。

最後、残り時間がほとんどないんですが、設置済みの立て看板について。実はこの質問の目的は、まちの美観とそれからそれらの管理をどのようにされているのかということをお聞きしたかったわけなんですけども、実はこの質問をした後に、すぐに看板に対しては対応していただいております。実は屋敷山公園、マルベリーホールの方で、少し足の折れた看板であるとか、かなり経年劣化のひどい看板があったのでございますが、その点もう改善してい

ただいておりますので、この質問に関してはその点だけ、今後の指摘だけ、日常同じ光景になれてくると、気づきのレベルというのは下がっていきます。どの業務でも同じなんですが、常に住民目線でどう感じるかを考えていただきたいということをお願いいたしまして、この質問に関してはこれで終わりにさせていただきます。

本日も理事者の皆様には大変丁寧なご答弁をいただきました。心より感謝申し上げます。 ありがとうございました。

藤井本議長 梨本洪珪君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時02分 再 開 午後1時30分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得ましてこれから一般質問に入らせていただきます。

質問の柱は3つございます。1つ目は公共事業等不正事件の後始末と再発防止についてであります。2つ目は葛城市水道事業と防災について、3つ目は保育と学童保育の定員と保育希望者数の見通しについてお伺いいたします。

これよりの発言は質問席にて行います。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 それでは一般質問させていただきます。まず最初に、公共事業等不正事件の後始末と再発 防止について質問いたします。

ちょうど1年前の12月議会におきまして、私は道の駅かつらぎ建設事業にかかわる不正問題を取り上げました。それ以来、毎回の定例議会で真相の究明と責任の追及、そして再発防止を求めてまいりました。真相究明につきましては、住民監査請求による監査によって、架空工事などによる違法な出金の実態が明らかになり、そのことを議会でも取り上げさせていただきました。談合など入札にかかわる事実関係については、現在裁判の中で明らかになってきているところであります。責任追及につきましては、生野前副市長及び現職職員6名の刑事責任が問われております。また、民事責任の追及においては、移転補償をめぐる損害賠償請求の訴訟が前市長らを相手に起こされております。また、国庫補助金返還金1億6,000万円につきましても損害賠償請求を行うと、さきの9月議会の中で市長からご答弁がございました。再発防止については、これはまず阿古市長は当選直後から積極的に情報の開示を進めてこられました。このことによって、真相の究明が進み始めたわけでありますが、本当にこれは重要な決断であったと思います。また、入札制度の改善、あるいは職員の規範を確立するためにコンプライアンス研修も始まっております。こうした前市政の不正の後始末をする仕事に阿古市長そして松山副市長を初め、職員の皆様は通常の業務を遂行しながら取り組んでこられました。そのご苦労は大変なものであったろうと存じます。しかし、この間マス

コミ報道などで生野前副市長の逮捕を初め、繰り返し葛城市の名前が不祥事とともに取り上げられ世間を騒がせ、市民は大変な迷惑をこうむっております。市民の皆様からは、この際しっかり膿を出してほしいという声をいただいております。また、ここまで不正を明らかにできたことは葛城市が健全な証拠であると、そんなありがたいお言葉もいただいているところです。本日の一般質問では、不正の後始末、ここでは今回は新たに発生が予想される国庫補助金について、その責任ある者に損害賠償を支払わせて絶対に市民が損害をこうむることがないようにすること、そして全体の奉仕者である公務員の違法行為に対して、市民の信頼を回復すべく、綱紀粛正を行うことについて特に焦点を当てて質問してまいります。

さて、今年の7月及び9月に、官製談合防止法違反の疑いで、生野前副市長及び建設課の課長補佐が逮捕されました。また、相手方の建設会社の元役員も逮捕されたわけであります。そこで、都市整備部長にお伺いします。道の駅かつらぎ建設事業におけるこの2件の工事の最終契約金額及び葛城川東線工事の最終金額、契約金額は幾らになっていますでしょうか。またあわせて、その工事はいずれも国の補助金を受けていると思いますけれども、財源の内訳についてお伺いいたします。

藤井本議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの谷原議員のご質問でございます。この事件にかかわる最終的な請負契約金額及び交付金の額についてでございますが、この事件に関する工事請負契約につきましては、3件でございます。まず1つ目が平成27年度分の道の駅整備に伴う周辺整備工事でございます。これにつきましては工事請負契約金額は1億3,005万3,600円で、社会資本整備交付金につきましては案分対象となっておりまして、道路局分といたしまして3,181万9,852円を受け入れております。なお、都市局分につきましては、精算対象となっており受け入れはございません。2つ目が平成28年度分の道の駅駐車場ほか周辺工事についてでございます。こちらの請負金額につきましては1億3,062万2,760円で、社会資本整備交付金につきましては、道路局分の交付金といたしまして、7,184万2,518円を受け入れております。3つ目といたしまして、平成29年度分の葛城川東側線道路改良工事につきましては、工事請負契約金額は9,761万2,560円でございます。社会資本整備総合交付金につきましては、前払金の3,698万円に対する交付金といたしまして、1,979万4,500円を受け入れております。残額につきましては、今年度受け入れの予定となっております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 ただいまありました工事金額としては大体概算で3億6,000万円がこの3件で工事費がかかっていると、そしてその中で国庫補助金約1億2,000万円余りですか、これだけの国庫補助金が入っているということになります。

さて、いわゆる補助金適正化法という国の法律がございますけれども、国の補助金を受けている事業において違法な行為があった場合、その補助金の一部または全額を返金しなければならないとあります。先ほど申し上げましたように、1億円以上の補助金がこの3件で入

っておるわけであります。したがいまして、この補助金の一部返還、あるいは全額返還ということが問題になろうかと思います。このことはさきの9月議会におきまして決算特別委員会の中でさまざまな議員が、さまざまにこの問題を取り上げられました。その対応についても理事者からご答弁がなされておりますけれども、損害賠償請求のために民事訴訟を起こすことになりますと、訴訟が決着するまでの期間、訴訟費用など葛城市が負担することになります。そこでお尋ねいたしますけれども、国土交通省は談合を防止する1つの方策として、契約書に違約金条項を設けるよう都道府県などに義務づけておりますけれども、葛城市の場合はどうなっているのでありましょうか。葛城市の公共事業において、違約金条項を設けているのかどうか、とりわけ今回官製談合が行われた3件の公共事業の契約書においてどのようになっているか、都市整備部長にお伺いいたします。

藤井本議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。違約金の条項でございますが、契約約款の中に おきまして、契約が解除された場合等の違約金に関する定めはございますが、今回の件につ きましては、工事の進捗状況等を考慮し引き続き工事を施工していく方がよいとの判断で契 約解除はいたしませんでした。よって、違約金の発生はいたしておりません。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 契約を継続して工事を最後まで完了させるということが得策であろうということで、契約を解除することによる違約金は発生してないということでございました。私は情報開示請求でこの談合のあった葛城川東線の工事の契約書をコピーしていただいております。その契約書の第52条でありますけれども、このようにあります。受注者は第48条1項各号のいずれかに該当するとき、これは違法行為があったときなどを指しておりますけれども、工事の完了の前後を問わず、または発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として工事費の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。こういう契約を相手方の建設会社と葛城市は結んでいるわけでありますけども、この第52条の規定について都市整備部長はこれについては承知されておりますか。お伺いいたします。

藤井本議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。約款の中に定められております損害賠償の予定 という規定につきましては、現在、顧問弁護士に相談をさせていただいておるところでござ います。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 顧問弁護士に相談しているということでありますが、この第52条が葛城市と栄和建設側とで結ばれております。したがいまして、工事が終わっていても、あるいは契約を解除していなくても、違法行為があった場合は工事費の10分の2ですから、この場合だったら先ほど述べましたように3億円近いわけですから、6,000万円ですね。これでも国庫補助金返還金には、もし求められたときは足らないということになるわけでありますけれども、とりあえず

訴訟等を起こす場合もあります、弁護士とも相談しなければいけない。そうしたときに、国 土交通省はそういうことも想定してこうした条項を設けるように、都道府県あるいはできる だけ市町村においてもこういう契約を結ぶようにという指導があったから、この契約条項に なっていると私は考えます。この契約条項を、今弁護士の方と相談しているというお話であ りましたが、ぜひ契約を誠実に履行していただきたいと、このように考えております。私が なぜこのように契約のことについて、履行を求めるかと申し上げますと、実は道の駅かつら ぎ建設事業の移転補償をめぐるさまざまな問題は、土地から産業廃棄物が出てきたと、その ことをめぐって起きたわけでありますけれども、葛城市土地開発公社と相手方の移転補償を 受ける柊の郷さんとの契約書では、土地に瑕疵がある場合は、その瑕疵を取り除いて引き渡 すことという条項があるわけであります。つまり、産業廃棄物が出たら契約書どおり土地開 発公社なり葛城市がそれを撤去して柊の郷さんに渡したならば、いわゆる産廃が出たという ことで、相手側の方に追加の移転補償とかあるいはさまざまな施設の便宜を図るために追加 で葛城市が不正な支出をする、そのために職員の方が多くの不正行為を働く、そうしたこと は起き得なかったという、私は調査をして痛恨のそういう思いがあるわけであります。つま り、業者の方と契約をこういうふうに結ばれたのであれば、きっちとその契約の履行を迫る、 これは契約上当たり前でありますから、ぜひ誠実に契約をきちっと履行していただきたい。 それに当たっては弁護士と相談ということもあろうかと思いますけれども、この点について はよろしくお願い申し上げます。

私が損害賠償請求について何度も取り上げて追及いたしますのは、行政の不正によって市民が払う必要がなかった国庫補助金返還金を、市民が負担することになってはならないからであります。昨日も一般質問で子育てや医療や防災などにさまざまな財政支出をお願いする議員の、市民のと言ってもいいと思いますが、質問がございました。しかし、既に返してしまった1億6,000万円、これどれだけの金額でしょうか。阿古市長は来年度から高校生までの医療費これを無償化にすると、この大体費用が1,550万円でしたか。これ10年間分に当たるわけです。だから、この1億6,000万円がそういう形で市の財政から出ていく、これは絶対に取り戻さなあかんという思いがあるわけであります。この談合によって国庫補助金、再びこういう問題が起きますから、これは契約書にちゃんとあるわけでありますから、これについては履行していただきたいと強く申し上げておきます。

続きまして、懲戒処分のことについてお伺いいたします。私もこれまでの一般質問の中で12月の当初から綱紀粛正行うべきだと、それも適時適切に速やかに行うべきだということを申し上げてまいりました。しかしながら、これは組織的にいろいろ行われていることもあり、市ではそこを事実確認が難しいということで捜査当局の方にそれを調べていただくということで、告発ということもあって、その結果を待って懲戒処分を行うということをこれまでの議会の答弁の中でもいただいております。既に情報漏洩については司法の判断がおりて懲戒処分が行われました。今後更に引き続いて今裁判が係争中でありますが、既に判決が出てくることも予定されておりますので、このことについて適正な、速やかな処分を行われることを求めたいと思いますけれども、この件についてきょうは詳しくご質問していきます。

懲戒処分は全体の奉仕者である公務員の違法な行為などによって、失われた国民、市民の 行政に対する信頼の回復と、綱紀粛正によって職場の秩序を保つために、任命権者の裁量権 として行使されるものであります。先ほど申しましたように、既に司法判断がついて不起訴 となったとしても、職務上の責任を問われて当然懲戒処分が下されるわけであります。そこ で、今後懲戒処分を行うに当たってその指針となる、その指針についてお伺いしたいと思い ます。葛城市では、葛城市職員懲戒処分に関する指針というものを持っておられます。それ は懲罰審査委員会設置要綱の中にあるわけですけれども、この懲罰審査委員会設置要綱第2 条には次のようにあります。委員会は、市長またはその他の任命権者の諮問に応じ、職員の 分限処分または懲戒処分の基礎となる事実及び法の適用について審査する。なお、懲戒処分 については別記葛城市職員懲戒処分に関する指針に基づき審査するとあります。懲戒処分は 任命権者である市長あるいは教育長であろうと思いますが、裁量であります。しかしながら 職員の身分にかかわることでありますから、審査会に諮問してその報告を得て、最終的には 任命権者が下すということであります。そして、この第3条に委員会の委員について定めが あります。この懲罰審査委員会の委員はどなたがなるのかということでありますが、委員長 は副市長が務められて、ほかの委員は各部局の長で充てられて合計11名の懲罰審査委員会の 構成員となっております。全て市の理事者でございます。第三者の委員会ではございません。 そこで、行政を監視する役割を持つ議会として、懲戒処分が厳正に進められるかどうかを 確かめるべく質問をさせていただきたいと思います。最初に、葛城市職員懲戒処分に関する 指針についてお伺いします。この指針が準拠しているものは何かございますか。それとも葛 城市が全く独自にこの指針を作成したものでしょうか、企画部長にお伺いいたします。

藤井本議長飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問でございますが、ご提示の指針でございますが、こちらは基本的には国家公務員に係る懲戒処分の指針というものが人事院によって策定されてございまして、葛城市の指針におきましてもこれに準じて策定されたものでございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 人事院の方針に準拠して葛城市もこの懲戒処分に関する指針をつくっているということで ございます。さて、今年の9月に人事院が懲戒処分の指針について改正しておりますけれど も、ご承知でありましょうか。ご承知でありましたら、どのような改正であったかお伺いい たします。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

先ほど答弁で申し上げました国家公務員に係る懲戒処分の指針でございますが、9月に見直しがされておりまして、国におきましても公文書の改ざん等の問題が発生したといったところがございましたので、そのあたりの改正というのを実施しているところでございます。 以上でございます。 藤井本議長 谷原君。

谷原議員 森友学園が大きな国民的関心を呼び起こして、公務員による公文書改ざんなど、公務員に 対する国民の信頼を大きく損ねたことに対して、今年度人事院が、公文書に対する不正に厳 正に対処するように指針を改正したものでございます。虚偽公文書作成は刑法において最低 でも懲役1年、さらに、これを行使した場合は最低でも2年以上の懲役刑でございます。罰 金刑はございません。この間奈良県内で公務員の非行によって懲戒解雇された方の例が3件 ほどあります。直近では、例えば奈良県の県立医大附属病院で看護師が患者の中から1万何 がしかの金を盗んで懲戒解雇を受けておりますけれども、窃盗というのは罰金刑もございま すし、最低1カ月以上の懲役から10年以下であります。つまり公文書改ざんというのは大変 刑罰としては重いんです、罰金刑もないし、最低でも1年以上ですから。大概、同行使とい うことになりますから、2年が最低となるわけですから大変刑罰上重いわけであります。し かしこれまでの人事院の指針には、標準例といってこういう非行を起こした場合はこれだけ の量刑、種類ということが一覧表になっているわけであります。例えば飲酒した場合はどう かと、無断欠勤が続いた場合はどうかとか、全部表があります。これが標準例でありますけ れども、その標準例の中にはこの公文書改ざんについては標準例がありませんでした。そこ で、なかったからといっても、それだけ思い刑罰が刑事事件では発生するものですから、総 合的判断の中で重い処分が下された事例もありますけれども、森友学園の場合などにおきま しては、標準例の中の虚偽報告というところ、これに類するものとして非常に軽い戒告で済 ませたような事例があると。そのことに対して国民が大変、これについて公務員のあり方と してどうかという批判が起きたわけであります。人事院は、公務員に対して第三者的に中立 公正を図るために設置されている機関でありますから、当然このことを受けてこの9月の人 事院における懲戒に対しての新たな規定ということになったわけであります。そこでお伺い いたしますけれども、葛城市においてもこの改正に準じて懲戒処分の指針を改正されますか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問でございますが、実は既に葛城市懲罰審査委員会設置要綱の一部を改正しておりまして、国家公務員に係る懲戒処分の指針についてに準じる形で、葛城市職員懲戒処分に関する指針を改正しております。これにより、例えば従前、非違行為の標準例として示されておりませんでした入札談合等に関与する行為でありますとか、公文書の不適正な取扱いを標準例として加えまして、これらの非違行為に対する標準的な懲戒処分の種類を明確化しております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 既に改正されているということでございますけれども、有印公文書虚偽作成などで現在書類送検されている6名の職員の司法判断が確定した後に開催されるであろう懲罰審査委員会の審査では、その処分を決定する際に、この改正された懲戒処分の指針に基づいて審査されるという認識でよろしいでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問でございますが、ご案内のとおり、改正された指針に基づいて判断がされていくものと存じます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 9月に改正された人事院の懲戒処分の指針について、公文書の不適切な取扱いの事例として新たに3つの項目がつけ加えられております。公文書の不適切な取扱い、ア、公文書を偽造し、もしくは変造し、もしくは虚偽の公文書を作成し、または公文書を棄損した職員は免職または停職とする。イ、決裁文書を改ざんした職員は、免職または停職とする。ウ、公文書を改ざんし紛失し、または誤って廃棄しその他不適切に取り扱ったことにより、公務の上に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給または戒告とするというものであります。3項ほど立てております。そこで私これを読みまして、アの公文書の虚偽作成とか改ざんと、イの決裁文書を改ざんしたというところと、別項立てになっておるんですね。決裁文書も公文書なのに、これどういうことかなということなんですが、この決裁文書というのはどういう文書なんでしょうか。行政上、どういう文書として扱われているのか、ほかの公文書とどういう、公文書の中に入っているんだろうと思うんですけども、決裁文書というのは具体的にはどういう文書のことでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの谷原議員のご質問でございますが、公文書 と決裁文書の違いについてご説明させていただきます。

公文書とは、本市におきましては葛城市情報公開条例第2条第2号の定義におきまして、 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、及 び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保 有しているものと位置づけられております。

一方、決裁文書でございますが、公文書の一部ではございますが、本市においては起案理 由及び関係書類を整えた上で、葛城市事務決裁規定第3条に定める決裁順序、すなわち当該 事務を所管する課長補佐から順次所属上司の決定や関係部課長の合議を完了したものと位置 づけられております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 決裁文書の方が業務上、扱いが重いというふうに思います。この決裁文書に基づいて公金の支出も行われるわけでありますから、その違法な支出によって市民が損害を加えられるということでありますから、こういうことになるんだろうと思います。契約文書などは、これは公文書になろうかと思いますけれども、こういうふうに3項にわたって詳しく公文書についての不正な扱いについて指針を示しているところであります。道の駅かつらぎ建設事業におきましては架空工事、そして土質調査において前回も私取り上げましたけれども、部長決

裁できるように工事費、調査費を分割して架空の決裁文書を作成して、大勢の職員に回覧されて不正にお金が出金されております。そのお金を取り戻すべく、葛城市は民事訴訟を起こしているわけであります。こうしたことについて、私は厳正に処分すべきだと考えております。そこで、この3項目、つまり公文書、決裁文書の改ざん、そして不正な取扱いによる重大な支障でありますけれども、そのほかにも複数にまたがっての非違行為、いわゆる懲戒処分の対象となる行為、非違行為といいますけれども、複数に非違行為がまたがっている場合、その場合の処分の量定においてはこれは加重されていくことになるんでしょうか。このことについてお伺いします。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの谷原議員のご質問でございますが、懲戒処分の処分量定の決定についての一般的な見解について説明をさせていただきます。

懲戒処分の処分量定の決定に当たりましては、既にご案内の葛城市懲罰審査委員会設置要綱の葛城市職員懲戒処分に関する指針の中で5つほど項目がございまして、非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。故意または過失の度合いはどの程度だったか。非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。過去に非違行為を行っているか。といった5項目を挙げられておりますが、そのほか適宜、日ごろの勤務態度でありますとか、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとしております。

一方、個別の事案の内容によりましては、標準例、既にご案内いただいておりますが、に 掲げる処分の種類以外とするものもあり得るというところとしておりまして、例えば標準例 に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、非違行為の動機もし くは態様が極めて悪質であるとき。または非違行為の結果が極めて重大であるとき。非違行 為を行った職員が管理または監督の地位にあるなど、その職責が特に高いとき。非違行為の 公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。過去に類似に非違行為を行ったことを理由として 懲戒処分を受けたことがあるとき。そして、処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を 行っていたときがございます。また逆に、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとして考 えられる場合といたしましては、職員がみずからの非違行為を発覚する前に自主的に申し出 たときと、非違行為を行うに至った経緯その他情状に特に酌量すべきものがあると認められ るとき、といったものがございます。また、裁判所における判例がございまして、こちらの 神戸税関事件判決というもので、最高裁で昭和52年に出されたものでございますが、懲戒権 者が懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、その判断が 懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか当該 公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び 社会に与える影響等、広範な事情を総合的に考慮してされるべきものである以上、平素から 庁内の事情に精通し、部下職員の指揮監督に当たる懲戒権者の裁量に任せられているものと 解すべきとあり、また、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会通念上著しく妥当を欠 き、裁量権を乱用したと認められる場合に限り違法と判断すべきものとございまして、既に 議員の方からもご案内あったかと思いますが、懲戒権者に相当程度の裁量が認められている 旨の判断が示されてございます。

以上によりまして、複数の非違行為が該当しまして、また、それらに対して異なる処分量 定が示されている場合におきましては、個々のケースに照らして総合的に考慮の上、懲戒権 者によって判断がなされることになります。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

る原議員 この懲戒処分というのは、職場内の綱紀粛正というよりは、失われた公務員の信頼回復ということに重点があります。したがいまして、飲酒運転などは昔は非常に軽い処分でありましたけれども、例えば公務員が飲酒運転をしてひき逃げするという事件が相次ぐと、マスコミなども取り上げてそれで非常に厳罰化してきたということもありまして、これは世の中の流れと非常に密着に関係するものでございます。私がここで繰り返し重ねて非違行為を繰り返していることに対する加重の問題でありますけれども、人事院の指針には加重については、重くなる場合としてきちっと書いてあるわけですけれども、これについても常識的に考えたら、例えばスピード違反しましたと、仕事を間に合わせるためにスピード違反しました。しかし、調べてみたら信号無視もやってるし、一旦停止もしてない、一方通行逆走してる。当然交通の違反点数は上がるというふうに私は思います。だから、この点については加重責任についても、市民が納得できるような形できちっとやっていただきたいと考えております。

さて、葛城市の職員懲戒処分に関する指針については、先ほど企画部長の方からお話があったように、総合的に判断すると。その中に、日常の勤務態度及び非違行為前後における態度ということがございます。つまり、非違行為を犯した後の勤務態度も当然考慮されるわけであります、懲戒処分においては。私が適時に速やかにと申し上げてきたのは、これが長引くと職員さんも大変なんですよ、非違行為を起こされた職員さんも。だから、どっかで大体1カ月くらいできちっとしないと、非違行為後のことも評価されるということになるので、そういうことをお願いしてきたわけでありますけれども、刑事事件告発ということもあって、そういうことがままならなかったということでありますけれども、これについて残念なこともありますので、また今後の事もありますので、この非違行為後の職員の態度ということについてちょっとお伺いしてまいりたいと思います。6名の職員の告発があった後、みずから警察に自首した職員もいると伺っております。警察での事情聴取において捜査に協力的であった職員もいたのではないでしょうか。または逆に、反省のない非協力的な職員もいたかもしれません。そこでお尋ねします。総合的に判断する上でも捜査当局から捜査内容はともかくとしてですね、捜査の協力状況について情報を得るべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

お尋ねの件でございますけれども、まさに具体的な事案でございまして、ただいま司法機

関による手続が継続しているため、答弁は控えさせていただきます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 そのうち刑が確定してまいりますので、こういうこともぜひ判断にしていただけたらなと、 これは重いだけではないんですけども、軽い場合もありますから、そういうことも含めて判 断をお願いしたいと思います。

さて、非違行為後の職員のあり方として、まことに残念なことがありました。それは9月 の一般質問でも梨本議員から取り上げられたことであります。また、新聞でも大きく報道さ れました。また、議会においてもこれは確認されていることでありますけれども、6月5日 の道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会において、虚偽公文書作成、決裁文書の虚 偽作成などにかかわった職員9名の聞き取り調査を非公開で行った、その前日の6月4日に、 その調査特別委員会の委員長、副委員長、ほかに2名の議員が5名の職員と市役所外で面談 しております。そこに生野前副市長も出席していることが確認されております。5名の職員 の中に葛城市から有印公文書作成などの疑いで告発された職員がいたのでしょうか。生野前 副市長については、葛城市に損害を与えたとして葛城市が民事訴訟を起こしている当の相手 であります。そこに虚偽公文書作成の疑いで告発されてる職員と、調査特別委員会に所属す る議員が会合すれば、これは世間に疑われることになるんではないですか。懲戒処分におい て非違行為を犯した後の態度も判断材料になるということでありますから、これは私は決し て職員のためにならない行為であったと考えます。この会合には出席しなかった職員もいる と聞いております。このことは懲戒処分の審査の総合的判断においても把握しておくべきだ と考えますけれども、この事実、参加者等も含めて把握されているのかどうか、お伺いしま す。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの谷原議員のご質問でございます。

ご案内の会合の件につきましては、本市としては新聞報道のレベルで把握しているのみで ございます。また、この件につきましては、本市としては委員会の運営のあり方の中のお話 という認識でございますので、直接該当し得る職員に対する聞き取り等は今は実施しており ません。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 おっしゃるとおり、これは調査委員会の委員会の問題でもあろうかと思います。私はこの 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の協議会が先日開かれましたから、協議会の場でも、これは委員会のあり方として調査のあり方として問題だということを提起しておりますけれ ども、これは公になる委員会においても私はきちっと検証していくべき問題だとは考えておりますが、これはさきに述べました9月議会で梨本議員が取り上げられたときは、公務員の 倫理観ということ、その倫理の研修のあり方についての視点で問われたんですけれど、私が今取り上げさせていただいているのは、言ってみれば人事管理のあり方の観点からなのであります。非違行為を犯した職員が非違行為を犯した後の態度において、これは懲戒処分の総

合判断の対象になるわけでありますから、当然その懲戒処分を下すに当たってきちっとどうであったかというのを確認するのは当たり前じゃないですか。先ほど答弁いただきましたけれども、そういう観点からこれはまだ司法当局の判断がおりてないわけですけれども、それがおりた場合、審査委員会を開く場合に、ぜひ総合的判断をするというのであれば、この点についても考えていただきたいと思います。

しかしながら、まだこれいつ判決がおりるかわかりません。そこでお伺いしたいと思いますけれども、これは人事管理上の問題やと私は思っているんですが、非違行為を犯した職員は懲戒処分が下されるまでその反省が疑われることがないように注意して日々の職務に精励するように、理事者は1人1人指導されておるのでありましょうか。この点についてお伺いいたします。

藤井本議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

谷原議員からいろんな観点で市のこれまでの取り組みに対して重大なご指摘といいますか、厳しいご意見を賜っていると存じております。ただ、今まで企画部長がご説明をしてきた中にお答えできることは全て入っておると存じております。ある意味、司法で結論が出されるまでは、詳細は申し上げられないのでございますが、当然関係のある職員も、私、日々その勤務のいろんなところを管理しております限りにおきましては、日々のその業務に誠心誠意頑張って努めているというふうに認めておりますし、また過去にどういった形で非違行為にかかわったかどうかにつきましては、懲罰委員会こちらの方の委員長は、私でございます。現時点で本日お尋ねいただいている分につきましては、実は私たち情報を持っておりましてもこの場でつまびらかに公開できない件いっぱいございますが、それにつきましてはこれも委員会あるいは委員会協議会でご説明しておりますように、将来全てがきちっと対応できた、解明できた際には、さかのぼって実はあのときにこのこういう状態でございましたとか、ここまでつかんでおりましたことも含めてご説明できることは多々あろうかと存じますが、本日この場でお答えできることは限られておりますということは、ご理解を賜りたいと思います。いずれにしましても、市民の信頼を取り戻すべく、厳正にこの件については理事者側としては懸命に対処をしていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 まだ確かに確定していることではありませんので、なんですけれども、職員の方にはぜひ こういうことがあるよということをわかっていただいて、日々の職務に精励していただきた いと思います。

最後に市長にお伺いいたします。懲戒処分は全体の奉仕者である公務員の非違行為に対して、国民、市民の行政に対する信頼の回復と綱紀粛正によって職場の秩序を保つために行使されるものであります。失われた行政の信頼を回復するという大きな目的があります。したがいまして、市民から職員に対する処分内容について、身内びいきの甘い処分であるという世論が起きることになれば、かえってその処分が行政に対する新たな不信を招くことになり

ます。処分が厳し過ぎることになったとしても、職員は裁判等を訴えて、救済できることもあります。しかし、処分が緩くて市民から批判が上がるようなことになれば、行政への信頼回復をすることはできません。したがいまして、とりわけ刑法上重い量刑の非違行為を犯した職員については、厳しい処分を下すことが、これは懲戒処分の要諦であります。多くの職員が非違行為にかかわっていることなので、処分によって行政の運営が一時的に停滞することがあるかもしれませんけれども、それは新しい葛城市に生まれ変わるための痛みであると考えます。過去にも葛城市において、職員の不祥事についてその懲戒処分のあり方について、これが大きな問題になったことがあります。それは市政のあり方について市民からさまざまな意見がございました。このことは阿古市長もよくご存じだろうと思います。

そこで最後にお伺いいたしますけれども、道の駅かつらぎ建設事業の不正にかかわる懲戒 処分は、市民の行政に対する信頼回復のために厳正な処分でなければならないと考えますが、 任命権者である阿古市長のお考えをお伺いします。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご指摘はごもっともであると感じております。その趣旨も踏まえまして諮問機関である懲罰委員会に、その結論を委ねることになります。ただ、懲罰委員会で出していただいた結論がイコール最終的な私の結論とはならない可能性もあるということでございます。この事象の確認等、それと先ほどおっしゃいました6月の調査特別委員会での出来事、これはまず議会でも解明していただきたい。そのあり方について審議していただきたいという思いはありますが、それも含めまして、懲罰のあり方は厳正にしていきたいと考えております。以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 阿古市長は市民の後押しもあって、公正で市民が信頼回復できる市政運営、この間努めてこられたと思います。この懲戒処分のあり方はある意味では、間違えばそういう点では大きな影響があると思いますので、よろしくご判断をお願いしたいと思います。大変時間が押してきましたけれども、私はこれは公正な葛城市政を立て直すために行政が誰が市長になろうとも、誰が副市長になろうとも、公正中立、法令に従って職務を推進する、そうした行政のあり方にかかわる根幹だと思いましたので、きょうは時間をとりまして質問いたしました。さて、もう少し職員のことについてお伺いします。これは私はこの間議員を1年間務めて

まいりまして、職員さんを言ってみれば不当な圧力から守る手だてがあるのだろうかという 疑問を抱きました。きょう午前中に、建設会社の元役員の判決がおりたようでありますけれ ども、新聞報道によりますと、課長補佐に対して情報漏洩を求めるために繰り返し情報を教 えろというふうにその建設会社の元役員から迫られたと、元課長補佐の言葉が新聞に載って おりました。そうした業者からの圧力、あるいは時にはよく口利き行為という議員のことが 一般的にも問題になりますけれども、あるいは市民からの圧力ですね。こうしたことについ て、どういうふうに職員さんを守るのがいいのかなという思いがあります。そこでちょっと お聞きしたいんですけれども、要は道の駅かつらぎ建設事業において、公益者通報制度を利 用した通報というのはあったのでありましょうか。 藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問でございますが、道の駅かつらぎ整備事業に関連しての内部 通報の実績はございません。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 実際に公益者通報制度がありましても、職場内のいろんな問題があれば職員さんはそれを使うということは大変難しい通報制度であろうと思います。そこでお尋ねしますけれども、 葛城市では職員の公正な職務遂行を妨げるさまざまな圧力から職員守る何らかの手だてというのはあるのでありましょうか。お伺いします。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの谷原議員のご質問でございますが、まずそういう不正な圧力から守る手段というところでございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、仕組みとしては内部通報の仕組みが1つございます。また、法令遵守意識を高めるという意味ではさきにもご案内いただきましたコンプライアンス研修を実施することによって、そういった職員の意識を高める。そういった地道な取り組みによって、そういった動きがないように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

各原議員 具体的な措置としては、この通報制度しかないというふうにお伺いしましたけれども、実はこれは全国各地で、議会の議員提案条例として出ているようなところもあるみたいではありますけれども、やはり職員が法令に従ってきちっと仕事ができるような体制をつくるべきではないかと。そのために例えば奈良市でありますけれど、奈良市の取り組みなどでは、議員や市民あるいは業者からの陳情などを全て記録しまして、その内容及び相手方氏名、これを全て記録して公開しております、ホームページで。そうすることによって、市民あるいは全体でどういうものが果たしてやってはあかん不当な圧力なのかということをオープンにしたわけです。大和高田市でもこれは記録をとって、とりわけ不当圧力行為と言われるものについては、集約するというふうなことをされております。そこで、葛城市においてもこうした日常業務においてさまざまな働きかけがあろうかと思いますけれども、そうした記録をとるということになっておるのでありましょうか。その点についてお伺いします。

藤井本議長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの谷原議員のご質問でございます。

そういった要望等についての記録の義務づけというのは、仕組みとしては設けられていないというのが現状でございます。他方、今ご案内いただきましたので、他市の取り組みを参考にしながら今後研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

各原議員 私もこの間調査する中で、道の駅かつらぎ建設事業のいろんな違法行為について、職員の 方がある意味では自分の身の危険を感じて、つまり違法行為に携わるわけでありますから、 だからボイスレコーダーで上司からちゃんと命令を受けてやっているということを、記録しておられた方がおるというふうにも聞いております。日常業務の中で、さまざまなことが圧力なり等が職員さんにかかる場合、こうしたことに関してはきちんと記録をとり、なおかつそれを奈良市の場合は法務ガバナンス部というところがあって、ちゃんとそこへ相談体制とれるようになっております。今後葛城市において、これだけ大きな不正事件がありました。 私は監査の問題についても、制度としてきちっとこれを保障していく手だてを、不正防止のための手だてをとっていかなければいけないと考えております。職員さんが安心して職務に公平中立に向き合えるような体制をつくる必要があるのかと考えております。その点でぜひその面についてのご検討をよろしくお願いしたいと思います。

さて、ちょっと時間がだいぶ押してしまいましたけれども、次の質問に移ります。水道事業について質問いたします。

さきの参議院本会議におきまして、12月7日でありますけれども水道法改正法が可決いたしました。これまでの水道法におきましては、水道事業は市町村が主体となって経営するものでありましたけれども、今回の改正によって都道府県が広域化を主導するための権限を法律上与えられることになりました。現在、奈良県が進めております県域水道一体化計画と葛城市の水道事業にも大きな影響を与えるものと考えます。そのことを踏まえた上で質問してまいりたいと思います。

まず最初に、水道施設の耐震化についてお伺いしたいと思います。昨日は公明党の議員さんから管の、水道管の耐震化についてはありましたけども、浄水場等、水道施設あるいは設備についての耐震化がどうなっているかお伺いいたします。

藤井本議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問、浄水施設の耐震化ということですが、水道施設はどのような地震にも耐えられるのが理想ではございますが、限られた財源、人員の中で全ての施設で最高レベルの耐震性を確保することは現実的ではございません。施設の重要度により優先的に耐震化を図ることが効果的と考えられます。葛城市の主要施設である浄水場と受配水池はいずれもよい地盤に建設されており、それぞれの水系の要である寺口受配水池の3,000トンタンク、平岡受配水池の同じく3,000トンタンク、竹内受配水池の2,000トンタンク、兵家配水池の1,500トンタンクはそれぞれ耐震化されております。また、ろ過機、沈殿池、電気計装設備等の耐震化については、葛城市の浄水場は幸いよい地盤に建設されており、耐震補強よりもその更新時期に合わせて耐震化するのが効果的であると考えられます。今年度策定のアセットマネジメントの手法を用いた経営戦略に基づき、今後、更新計画の検討を行っていく予定でございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

各原議員 葛城市の場合、幸い、かたい地盤の上に建っているということであります。施設についても今後そういう計画に基づいて防災に努めるということでありますけれども、テレビ、ニュースなどでよく最近報道されてますけど、周防大島に水道管が、橋を渡ってくる水道管が、船がぶつかって壊れて周防大島断水が続いていると。トイレからお風呂から生活用水、大変なことになるということが報道で拝見したことがありますけれども、もともと周防大島にも自己水源の水道がありました。それを言ってみれば効率化ということもあって、県の方からそういう形でパイプを通して橋を渡してくるということだったんですけれども、自己水源を失ったために、こうした1つのところが切れたら全島断水という、長期でそれも直すための予算が大変かかるということで、そういうことで非常に復旧がおくれていると。葛城市の場合は非常にコンパクトな自己水源を持ってますし、コンパクトな施設であるということなので、私としては県域水道一体化計画の中で、大迫ダムの方から水を引っ張ってくると、こういうことで自己水源が失われることがあってはならないと、私自身は考えておりますけれども、そこでちょっとお伺いしたいんですが、県域水道一体化計画の中で、水道法が改正されて、広域的連携等推進協議会というものが法的につくられることになりました。この協議会はどのような位置づけになっているのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

藤井本議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。

ただいまのご質問、県域一体化計画に基づく協議会のありようということですが、改正水道法では、市町村は区域を越えた水道事業者等の間の連携の推進に関して、必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域連携等推進協議会を組織することができるとあり、協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないとあります。葛城市は現在この協議会の前段階である検討会に参加しまして、奈良県地域政策課、奈良県水道局、他市町村とともに一体化の青写真を作成しているところでございます。各市町村はこの検討会の結果を受けて協議会に参加し、平成32年度に覚書を締結する経過となりますが、現状においてこの一体化構想の実現に県内の市町村がもろ手を挙げての賛成とは言いがたく、おのおのの温度差があるようでございます。この段階で葛城市の水道事業にとって好ましくない方向に進むようであれば、協力して軌道修正を促し、また、参加しないことも可能であると考えます。また、平成32年度に締結する覚書につきましても、その作成につきましては、市町村も参加しておりますので、平成38年の経営統合まで態度を保留できるような覚書になると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。法律には協議会の結果については尊重するというようなことがありますので、これは県との共同作業でありますから、県の強い主導があって葛城市の水道事業のあり方、これがある意味で大きく左右されるのかなというふうな懸念を持っております。 ぜひ協議会の参加及び協議会の結論、これに当たっては事前にやはり葛城市が葛城市として の主体性、これまで県下で最もすぐれた水道事業を展開して、全国的にも、私もさまざまな 水道シンポジウムにも伺いましたけど、人口3万7,000人の小さいところで、ここまで優秀 な水道事業持っておられることに大変驚かれます。これをぜひ葛城市として将来どうするの かというしっかりした方針を持って、今後の検討会なり協議会にぜひ臨んでいただきたいと 思います。

時間がありませんので、本来なら阿古市長に葛城市における水道事業のあり方についてご 意見を賜りたかったのでありますけれども、またこれについては次回の質問でさせていただ きたいと思います。

どうも、きょうはありがとうございました。

藤井本議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

最後に、8番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。 8番、川村優子君。

川村議員 皆様、大変お疲れのことと恐縮でございますが、今定例会最後の一般質問をさせていただきます、川村優子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長のお許しを得ましたので質問の時間を頂戴いたします。

質問内容は、2点ございます。1点は発達障がい者、今回は発達障がい児の支援体制についてお伺いをいたします。もう1点は葛城市の小・中学校においての、生徒・児童のいじめ問題について。

これよりは質問席に移動して一問一答方式で行わせていただきます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 それでは、まず1点目の質問でございます。私は社会全体で今、障がいを持つ方たちに対して、その支援体制というのは日々大きく前進していると思っております。また、葛城市におきましても、財政の中で多くの扶助費をもって皆さんの支援に当たっておられます、そういった面からも大きく評価をさせていただいております。今回は障がいの中でも、発達障がい児に対しての葛城市における支援体制というものについてお尋ねをさせていただきます。

発達障がいというのは、まず医学的な診断基準、WHOにおきましての診断基準、そして 法律的には発達障がい者支援法という、そういった法律に基づきましてまず定めておられま す。自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、 また、そのほかこれに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現 するものということでございます。また、もう一つこの法律において発達障がい者とは、発 達障がいを有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者、そういった者をいい、 発達障がい児とは、発達障がい者のうち18歳未満のものをいう。また、発達支援とは、発達 障がい者に対してその心理機能の適正な発達を支援し及び円滑な社会生活を促進するため行 う、発達障がいの定義がなされているところでございますが、まず発達障がいの方たちのその特 性というものが、非常にあらわれ方が個々によりさまざまであること。その特性とは、人と のかかわり方、行動の仕方、学習面などでは、偏りや困難があらわれるケースが多いとされ、 そのあらわれ方は年齢や環境、個々によりさまざまでございます。こういった特性に配慮した対応により、さまざまな困難が軽減され、安定した社会生活を送ることが期待できます。 発達障がいは見えにくい障がいと言われています。家族を含めて周囲からなかなか理解してもらいにくく、周囲との関係が築けない、生活のしづらさというものを本人や保護者たちが感じ、社会生活においてさまざまな困難が生じる状態になってくると支援が必要になるものと捉えることができます。

そして、更に2次的な障害のおそれというものがあります。発達障がいのお子様はその特性からさまざまな困難を抱えているわけですが、その症状に本人が気づいていない、自分の気持ちをうまく表現できない、相手の気持ちをうまく理解できないことから、保護者や先生方から注意をされたり、叱られたりすることもあります。できないことで友達にからかわれたり、自信をなくしてしまったり、また、いじめにつながったりする。これらの強いストレスが不登校に、また、ひきこもりにつながったり、最終的にはうつなどの2次的な障がいを引き起こしたりすることもまれではないと言われています。

文部科学省により、2012年全国の公立小・中学校で約5万人を対象にした調査結果では、発達障がいの可能性のあるとされた児童・生徒の割合ですが、1クラスに2人程度は発達障がいの傾向があるということになります。注意すべきなのは、通常学級に通う児童・生徒を対象にしているため、知的障がいのある子どもたち、特別支援学校に通っている発達障がい児などのデータはそこからは除かれております。実際の数値は6.5%よりも高い可能性があるというふうに示されています。一方で、あくまで周囲、教職員などの見立てのデータであり、医師の診断を受けた場合は6.5%ではないことを理解していく必要がありますが、それが一応政令で定めるものと定義されています。

全国的に見ても発達障がいと診断されている子ども、またその疑いのある子ども達が増加傾向にある中で、葛城市において今、発達障がいと思われる、診断を受けている子、またグレーゾーンにいる子、母親たちがそう思いたくないというそんな域にいらっしゃる方も非常にカウントするのは難しいと思いますが、実際にその傾向にある方の相談というのは、どれほどあるのかということをお尋ねをいたします。相談窓口、その対応をどこでされているのかということも含めてお答えをいただきたいと思います。

藤井本議長 中井保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 保健福祉部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの川村議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

こども・若者サポートセンターが開設されるまでの相談窓口につきましては、乳幼児期におきましては健康増進課と子育て支援センターで、就園児におきましては、子育て福祉課及び各保育所、幼稚園で、就学後につきましては学校教育課であったり各小・中学校の教員が保護者のさまざまなご相談に応じておりました。それぞれの部署でお聞きした内容を保護者の同意を得た上で、次の就園、就学先に情報提供をしていたのが過去においての体制でございました。当時は、保育所への巡回相談は子育て福祉課、幼稚園、小学校は学校教育課の管轄で実施しておりました。中学校には巡回相談はございませんでした。こども・若者サポー

トセンターを開設後もそれぞれの相談窓口で対応しておりますが、保護者同意の上、相談内容をこども・若者サポートセンターが集約し、関係各課と情報共有しております。また、各課から派遣していた巡回相談員をこども・若者サポートセンターの所属とし、公立保育所、幼稚園、小学校に巡回相談員として派遣するようにさせていただきました。平成29年度には、市内私立保育園、平成30年度からは中学校にまで範囲を拡大いたしました。平成29年度の相談件数といたしましては、就園前のお子さんの成長、発達に関する相談人数は134名、就園、就学後はさまざまな相談がございますが、発達相談を含む件数は保育所、幼稚園、小学校合わせて584名でございました。現在、センターのスタッフとしては、事務職以外に教員、保健師、保育士、家庭相談員、社会福祉士、臨床心理士などの専門職を配置し、多職種が連携し必要な相談支援に当たっております。

こども・若者サポートセンターができてからは、健康増進課の乳幼児健診で医師のご判断も仰いだ上で、発達上の課題がある可能性のある子どもとその保護者について、こども・若者サポートセンターの臨床心理士による発達相談につなげています。発達相談を受けた上で必要に応じて、療育教室につなぎ、保育所、幼稚園に就園するまでに集団適応を高めるなどの対応をとっております。保育所、幼稚園、さらに小学校、中学校には発達に詳しい臨床心理士を巡回相談員として、月1、2回程度派遣し、各学校、幼稚園、保育所での子どもの様子を観察しながら保護者との相談に対応しております。また、保育士、教員へのコンサルテーションにも当たっております。また、社会福祉課と連携し、児童発達支援や放課後等デイサービスにつなげるなどの対応をとっております。こども・若者サポートセンターでかかわる相談では、どの段階でも子どもの実態を観察し、理解に努めそれを保護者と共有することで子育てへの不安の低減を図るとともに、子どもの成長と保護者の思いに寄り添い、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでおります。

以上でございます。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育委員会の体制の方をご説明させていただきます。教育委員会といたしましては、幼稚園、小学校、中学校の学級担任がまず子どもや保護者の相談に応じているところでございます。相談内容によりましては、1度の相談で終わることもあれば、継続的なかかわりが必要なケースもございます。幼稚園、小・中学校における相談件数は、年々増加の傾向にありますが、全ての相談において学級担任は日々子どもの様子を観察しながら、困難を有する子どもがいれば必要に応じて声かけをしたり、保護者と連絡をとって、学校の様子と保護者が見ている子どもの実態を把握した上で対応いたしまして、子どものよりよい成長につなげているところでございます。さらに、学級担任が1人で抱えるのではなく、他の先生方や特別支援コーディネーターの先生に相談したり、校長や教頭といった管理職の指示を受けて必要な対応を行っているところでございます。また、教員だけでなく発達や心理面の専門的な視点が必要なケースでは、こども・若者サポートセンターの巡回相談員に相談したり、保護者に巡回相談員を紹介し、直接相談をしていただいております。さらに、福祉面でのサポートが

必要なケースでは、巡回相談員を通してこども・若者サポートセンターにつなぎ、専門職に相談した上で、市の関係各課と連絡をとり、児童発達支援や放課後等デイサービスにつないでいただいているところでございます。こうした対応で得た子どもについての情報は、プライバシーに配慮した上で、学校、教育委員会とこども・若者サポートセンター、そして保護者の3者で共有いたしまして、適切な対応ができるよう取り組んでいるところでございます。以上です。

藤井本議長 川村君。

川村議員 各関係所管からの丁寧なご報告ありがとうございます。ただいまご答弁いただきました中で、今、担当がこども・若者サポートセンターの管轄でいらっしゃる子育て福祉課、また、学校の現場での教育委員会の立場、その中でもまた社会福祉課もいろいろとかかわっていただいています。葛城市のこういった手厚いいろいろな支援というのは、非常に私たちも、日々しっかりと支援の体制というものが聞こえてくるわけなんですが、今聞きましたら就学前が134名ですか、就園、就学後が584名、結構な人数がいるんだなというふうに思っております。今、非常に手厚いそういった子育てを注視して見てあげるという体制の中で出てきた、細やかな支援の中での人数だなということも大体把握はさせていただくんですが、ちょうどこども・若者サポートセンターというのが2年前にでき上がりまして、相談窓口とか、その相談の内容についてもかなり大きなウエートを占めて、そのデータも集約していただきまして、各関係部署と情報共有をしていただいて、やっていただいているということを、平成28年までは小学校までの巡回相談員だったのが、今年度は中学校まで広げていただいたということにつきましては、大変ありがたいことだと思っております。

要するに、こども・若者サポートセンターの中に巡回相談員というものを設置していただきまして、乳幼児健診であれば健康福祉センターとの行き来をしていただいて、また保育所や幼稚園、小学校、中学校とそれぞれに出向いていっていただいたり、また直接受けた相談を必要に応じて関係部署に、こども・若者サポートセンターで受け付けたことを、各部署に繋いでいただくという、そういう連携をしていただいているということをお聞きをさせていただいておりますし、大変重要な役目を担っていただいているという今の体制でございますが、もう少しここでその集約された、今私がお聞きしてますとそこを最終的にどこで集約するかということなんですが、こども・若者サポートセンターで集約されているだろうという情報をどのように管理して、そしてどのようにそれを活用して、教育部局、また社会福祉課等もいろいろと子育て福祉課から連携体制というのをつくっていただいているのかということをお聞きしたいと思います。

藤井本議長 保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会の管轄する学校で相談を受けましても、その内容によっては、こども・若者サポートセンターの巡回相談員が子どもの様子を観察しながら、保護者、教員の相談に当たり、必要に応じて子育て福祉課や、社会福祉課につないでおります。また、こども・若者サポートセンターで子どもの相談があった場合も、保護者の同意を得た上で、教育委員会を初め、

その子供の所属する各学校、幼稚園、保育所と連携をとっております。また、平成29年度よりこども・若者サポートセンターの嘱託員1名に学校教育課との併任辞令をいただいており、主に就学指導委員会のための就学相談を担当しております。併任辞令を受けた職員は、センターから各学校、幼稚園、保育所に派遣している巡回相談員の連携支援員として活動しております。具体的には、巡回相談の中で、各学校、幼稚園、保育所での指導や医療機関での診断が必要な子どもを心理検査につなぎ、センターで臨床心理士が検査を実施し、所見を作成したものを就学指導委員会で活用しております。葛城市の子どもの成長と発達を支えるために、併任辞令を受けた職員が、学校教育課とこども・若者サポートセンターの情報をもとに対象となる子どもの成長の支援につながる活動に力を発揮しております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 今、連携について細やかにご説明をいただいたわけでございますが、その相談が500何件 もあるという中で、なかなか毎日のそういった方たちの支援、見守りのことをイメージして おりますと、大変ほとんど葛城市を駆けめぐっていただいているなというような状況だと。 それもプライバシーあるいろんなことでございますので、そのデータの管理というか、今ど ういうシステムになっているのかなというのは、まだ2年でございますので、そういったも のがきちっと全て管理されているのか、そのやりとりについてもそれぞれの部局との内容が きちっと伝達が100%できているのかとか、そのあたりはなかなか回答しにくい部分かと思 うんですけれども、今、私が今回この問題についてなぜ質問させていただきたかったかとい うことでございますけども、発達障がい児を持っていらっしゃる家族の方から、非常にいろ んなしんどさというか、子育ての難しさということでいろんなご意見を頂戴しているんです。 非常に一見何も障がいがないように見えても、実際お母さん、家族とのかかわりの中でもし んどい部分だらけで、その心理面の支援ということで親の会の方たちとか、兄弟会の方たち なんですけども、そういった方たちが保護者同士で非常に共有、共感し合うというような場 もあるようでございます。それはそれでいいんですが、やはり家族がほっとできる場所とか、 気持ちを共有できる場所とかいうのが、そういったことに対してどのように葛城市としては 理解を示していただいているのかなということもありますので、保護者支援との葛城市のい ろんな施策とのかかわりということについて一度お話をいただきたいんですけれども。

藤井本議長 保健福祉部理事。

中井保健福祉部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こども・若者サポートセンターでの相談の過程で、発達障がいのある子どもやその保護者が地域で安心して暮らしていける体制を整えるため、関係機関との連携や協働による切れ目のない支援を行っていく必要があると考えております。その一環として、相談支援を委託している事業所につなぐことで、生活課題の解決や、生活能力及び社会適応能力の向上に向けて一緒に考えその実現のために障害福祉サービスの利用につなげるなどの支援を行っています。

主な障害福祉サービスの内容についてでございますが、児童発達支援とは、未就学児童を

対象に集団適応のための療育等を行うサービスであり、放課後等デイサービスとは、学校就 学児童を対象とし、療育機能と居場所機能の役割を担うサービスでございます。子どもの成 長に合わせて、社会等との交流促進を継続的に行っております。一方、保護者への支援とし て奈良県発達障がい者支援センター「でいあー」が実施するペアレントメンター事業の活用 がございます。この事業は、発達障がいのある子どもを育ててこられた保護者の方が、同じ ように発達障がいのある子どもの保護者同士の勉強会等に派遣され、悩みを聞いたり経験談 をお話ししたりする事業で、保護者の精神面に寄り添うことで、子育て不安の解消に役立っ ております。こども・若者サポートセンターの事業といたしましては、未就園児とその保護 者を対象に、療育教室を実施しております。また、友達との関係づくりや集団活動について 課題を持っている年長児から小学校4年生の児童及びその保護者を対象に親子教室や小学生 とその保護者を対象に、葛城キャンプを実施しております。これは、子どもたちが他児やス タッフとの交流を経験することにより、友人や周囲の大人とのかかわり方を身につけること を目的とし、ゲームや自由遊びなどを通して、人とかかわりを持つ楽しさや、自分にもでき るんだという自信を育んでおります。どのプログラムも基本的に保護者と子どもは別のプロ グラムを用意し、子どもたちが笑顔で活動している姿を保護者に見ていただき、プログラム 終了後の子どもとのかかわりに役立てていただくようにしております。また、保護者はお互 いの交流の場を設け、ゆったりと過ごしてもらうことで、心のリフレッシュをしていただい ております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 細やかに、実際の保護者との支援のいろんなメニューを紹介して、その支援に当たっていただいております答弁でございます。ありがとうございます。こういったことが今回私もこの一般質問をさせていただくまで、これほどいろんな支援を葛城市が持っていただいているということについても、今こども・若者サポートセンターができるまででも、やっぱりずっと一貫してこんな流れがあったと。旧体制であってもやはり同じような支援の仕方を持っていただいてたということは、よくわかりました。

そんな中で、今回こども・若者サポートセンターというものが開設されて、こういった新しい葛城市としても全国的に見ても、こういった特別な支援センターを設けていくというのは先進的であるというふうに思いますし、このこども・若者サポートセンターをどう活用していくのかという問題でございますが、私がこのこども・若者サポートセンターの相談体制を、まだ一般に親の会等をされている方とかも、なかなかまだ理解していってもらってないなと、使いこなしていただいてないなというような、そういったご意見を頂戴したわけなんですけども、親御さんたちは、皆さんそれぞれ自分の子どもに精いっぱいで、なかなかその場を見つけられない。でも、我々がそういった会のところに行くと、個々の問題であってもそれぞれ皆さんがそのしんどさを訴えてこられるんです。こんな機会ですので、発達障がいの親御さんたちがどんな問題抱えているのかなというのを、ちょっと一部、皆さんに聞いていただけたらと思います。これは決して市がこれに対応してないやないかというような、そ

ういうことではなくて、みんなどんな心理でいるのかなと。実際に援助をする、支援をする というこちらの方向が、どんなふうに受けとめられてるのかということを、ちょっと私もび っくりした部分もありますので、発表させてもらいます。

人とかかわるのが苦手で、お友達ともかかわらないけれども、そんなものかなと思い発達障がいとは気づかなかった。発達障がいのグレーゾーンであるゆえに支援がおくれた。母は発達障がいを年中のころ疑い始め、年中、年長で幼稚園に相談しても専門的な何のアドバイスもなくしんどかったが、年長の夏休みに独断でリハセンを受診できてよかった。幼稚園や小学校にもっと専門的な知識のある先生に来てもらいたい。どうすればよいのか毎日子どもとともに私も不安で、わからないまま一日が終わっていく。臨床心理士さん、もっとふやしてほしい。母子支援ももっとしてほしい。毎日毎日不安です。宿題も子どもの理解力がないのに、皆と同じレベルのものを出されるんです。学力テストは先生が手を加えていい点にしてくれてるんです。巡回相談員さんに相談したら、私の思いが伝えきれなくて、私と違う対応をして、何かこれ以上どこにも相談できないなって思いました。個別の指導計画を立ててくれてるのかな、とも思います。発達障がいを簡単に個性であるなどと言ってほしくない。保護者同士の交流やつながりは高い共感性に基づく、有効な支援の1つだと思っています。行政はもっともっとバックアップしてほしい。私たちも頑張ります。

というような声があったんです。これ全てじゃないんですけれども、厳しい声であり、また現実の声なんです。でも、こういう声を聞くことによって、保護者の人たちはまた1つ一歩踏み出せる、階段が1つ登れるのではないかなと。この不満のままに終わっていることに、何が不足をしているのかということを我々は考えていかなければならないと思っています。

臨床心理士さん、非常に各巡回相談員さんとして、各学校にもめぐっていただいてますし、 手厚いケアをしていただいているということなんですけれども、やはりこの連携ということ で不満が生じてくるということに、切れ目のない支援というのがやはりできてるのかどうか というのは、多分そういった方たちの相談窓口が非常に狭いのかもしれない。たっぷりその 方たちのニーズに応えられてない状況、支援の少なさというのが不満の1つになっているの ではないのかなと思います。学校でこども・若者サポートセンター、いろいろと紹介をして いただいて、どれほどしてくれているのかなというのを、できたところなので非常に期待す るがゆえに現実問題としてその活用方法がわからない。親の会とのコミュニケーションもい まいちとれてない。その不満の出口がないんですよね。それが解消につながっていってない。 親が安心してできる指導というのは、やはり必要であると。それがまず1番触れ合っている、 発達障がいの子どもたちに直接触れてる親が、非常に心が安定していかないと、それは支援 に、指導になっていかない。多面的に行うということはどんなことかということなんですが、 1つ行政もそして自分たちも情報をシェアしたいというのが、1番に求められている相談で はないのかなというふうに私は捉えております。

今年の5月21日に、文部科学省と厚生労働省が家庭と教育と福祉の連携トライアングルプロジェクトというのを発足しました。内容は、発達障がいを初め、障がいのある子どもたちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目のない連携が不可欠であり、一層の推進が

求められています。教育と福祉との連携を推進するための方策として、教育委員会と福祉部局の強い連携構築の場を設置すること。学校の教職員などの障がいのある子どもたちに係る福祉制度の周知、そしてまた学校と障がい児通所支援事業所との強い連携、そして個別の支援計画の活用を促進していく。そしてまた今、保護者の立場でありますが、保護者支援のための相談窓口、整理、情報提供を推進していく。保護者同士の交流の場というのもつくる。専門家による保護者への相談支援というのは一層強くしていかないといけない。先ほど、ペアレントメンターというのがございました。どんなことかなと言いますと、要するに保護者にペアレントプログラムやペアレントトレーニングを行って、少し専門的にいろいろと勉強していただいて、同じような立場の方たちの支援に当たる。要するに、一緒になって支援をするという体制、そういった体制強化というのを、今答弁にありましたように、葛城市もペアレントメンターについて取り組んでいただいているということは、先ほど答弁いただきましてありがたいことかなと思いました。こういった現状は、まだこども・若者サポートセンターがどういった役目をするかということについて、まず教育の分野から教育長の方に、こういったことについてのご所見をぜひお願いしたいと思います。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

きょうは発達障がいということでご質問いただいているんですが、ちょっとこれから話するので事前にご確認いただきたいんですけれども、例えば知的障がいとか体に障がいがあるとかいう一般でいう障がい児・者がございますよね。それとこの発達障がいは分けて、今のご質問は考えてよろしいんでしょうか。

それで、保育園にしろ、幼稚園にしろ、小学校、中学校にしろ、そういうふうな障がい 児・者全般に対して、今、特別支援教育というのを実施しているわけでございます。小学校、 中学校を例にとりますと、特別支援学級というものを設置して、そこに教員を配置して専門 的な教育をしていくと。もっと重度な子になっていくと特別支援学校というところに行って、 より専門的な教育を受けるという体制が整っているわけです。が、それが今、特別支援教育 と言いましたけれど、昔は障がい児教育と言ってたんですね。それが2008年くらいの法改正 で、特別支援教育ということになって、そこから以降2009年に、今度は知的障がいとかがな い、発達障がい等を含めたそれ以外の子もしっかり指導しなさいと、インクルーシブ教育と、 これを進めなさいというような仕組みになっております。それで今現在奈良県の特別支援教 育というのは、大変ほかの府県に比べてもすばらしい内容だと思うんですが、その中でも葛 城市の方は大変先進的な取り組みをしていただいております。といいますのは、ちょっと議 員の話からそれるかもしれないんですが、この特別支援教育で奈良県からこれだけの子ども には先生1人つけましょうというふうに指導体制はとっていただいているんですけれども、 それでは十分ではない。やっぱりだんだんと程度もきつくなってきて、個別支援が必要な子 どもさんとかもふえてきて、県から派遣される人数では足りないというようなことになって きて、葛城市の場合は特別支援教育の支援員という形でたくさん人をつけていただいており

ます。それで今、インクルーシブ教育と言いましたけども、特別支援教育で、しっかりそういうふうな診断のつく子については、県からも小・中学校だったら教員も派遣できて、教育はできるけれどもそれでも足りない。でも、法律で言う学級に入級しない子についてもしっかり指導しなさいという。これ、ますます学校ではできないんですよね、現有の体制では。そこで葛城市の方は、理事者の方のご理解も得て、たくさんの支援員を入れていただいて、対応に当たっていただいていると。きょう議員のご指摘いただいている特に発達障がい等のお子さんについても、その特別支援の支援員の方が、幼稚園も、小学校も対応しているという状況でございます。十分ではないということはもうこれはよくわかるんですけれども、今現状でできる体制では精いっぱいのことはしているかなというふうな感じがします。

ただし、本来特別支援教育の必要な子、この数も年々増加しておりますし、発達障がいのお子さんも年々増加している感じがします。私自身の感じなんですけれども、感じというか実情なんですけど、初めて校長になったのは10年前なんですが、10年前と3年前に退職するまでに、特別支援学級の対象児童は3倍になったんです。今、県下の状況を見ましても、情緒障がい関係のお子さんの数は、県下でも3倍になっているそうです。特にきょうご指摘の発達障がい関係というのは、どちらかといえば情緒的な面が多いということで、今後ますますここに対するケアの方を十分進めていかなければならないなというふうなことを思います。これは1点です。

それで、先ほどから子育て福祉課との連携のことも言っていただいておりますが、昔だったら、出産されて何カ月健診とかで、ちょっと異常がありますよとか、ほかの子よりも遅いですねというご指摘があって、そのことを幼稚園等に連絡はいただく。今度、幼稚園から小学校に上がるときも、その連絡は来るというその連絡体制だけはあったんですけれども、それが課も全部違いますよね。それでぷつんぷつんと切れてたと。そこら辺で今の場合は、そうやって出産後に健診等でわかっていったらその書類がずっと上まで行って、指導の流れ、一貫できる体制をつくれということで、このこども・若者サポートセンターができたんではないかなと。今だったらそういうふうなことは、情報が小学校へ入る前に就学指導委員会というのをするんですけれども、そこへも情報は全てこういうふうに来ます。今度中学校へ行くときもそうですし、出るときもその中で流れに沿ってやっていくと。よりよいそういうふうな連絡体制が構築できるように現在試行中というような感じでございますので、今、市としてできる体制、だんだんと中身を固めていく段階ではないかなというふうに思います。

次に思うことですけれども、今、議員のご指摘のあった保護者対応の件なんですけれども、これよくよく言われる特別支援の子どもたちに対応するためには、やっぱり当事者の子どもに対する対応、これも大事です。それから保護者に対する対応も大事。それから特に幼稚園、小学校、中学校とその子を対応する教師の方の指導も大切ということで、そういうふうな指導に対応して、今、巡回相談等の専門的な知識を得ることができると。この体制も10年ほど前から進めていっていただいておりまして、これによって教師の方の支援も相当進んできたかなというふうに思います。だから、教師を支援していただいたら子どもに返りますよね。今度、各保護者の方のさまざまな悩みですけれども、昔だったらいろんな悩みを聞いても担

任どまりやったわけです。そうですよね、お子さんしんどいですよね、そこで終わってたんですけれども、そこへ巡回相談等の専門の方が来ていただいたら、こういう相談受けてるんですけど実際見てどうですかということで、また相談もできる。それで、担任も相談を受けるし、保護者とも相談してくださいということで道筋をつけることができるということで、保護者に対応することも前に比べると随分なってるなと。ただし、おっしゃってるように保護者の方はもっといろいろ相談もしたいし、いろんな意見も言いたいと。その場をもっとこれからも探っていかなければならないと思うんですけれども、今そういうふうな3者に対する支援にしても葛城市は、自画自賛になりますけれども、今後研鑽は積んでいきますけども、現在でも相当進んだことをやっているんではないかなというふうに思います。でも、今後も頑張って、今読んでいただいたような感想が出ないようなそういうふうな体制にしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 教育長のおっしゃることは、もちろん葛城市は手厚過ぎるくらいかもしれませんけど、100%になるということは難しいんです。ただ、今、こども・若者サポートセンターという新しいそういったところが試行中というか、中身を高めていくとおっしゃっておられましたけれども、ここがやっぱり充実していくことによってその連携が更に強いものになる。教育委員会も、先生たちも大変だと思うんです。普通教室の子どもさんと、そういったところがかけ持ちになったりする場合もありますし、そこの教師に対する指導、支援というのがあって、またそれぞれが知識、情報も共有しながら、この支援に当たられるということは、この人数が3倍になったとおっしゃっておられましたけれども、やっぱりこの人数がふえていくことになるということは、備えをきっちりとやっとかないと、なかなか対応できないということですので、私は更なるレベルの高いものにしていただきたいという要望でございますので、今、教育長も現実言うていただきましたように、今これからさらに高めていきますというご答弁ありがたいことでございますので、よろしくお願いいたします。

阿古市長にもこども・若者サポートセンター、これは市長も長年PTA活動、また、こども・若者サポートにかかわってこられたという実体験に基づきまして、先ほど言いましたトライアングルプロジェクトということも加味しまして、これからのサポートセンターの強化をどんなふうに考えていらっしゃるのかなということもお伺いをしたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 まことにありがとうございます。こども・若者サポートセンター、名称はともかくとして、 私がこの世界といいますか、議員に出てきたときの1つの公約でございました。私自身は、 ライフワークとして捉えていくべき事業で、これは旧町の段階から実はその意味というもの は伝えてきたんですけども、旧町段階で両町ともいろんなサポート体制をとってきてた。そ の中で葛城市が誕生いたしまして、十数回、多分このセンター方式をとるべきではないかと いう提案をさせていただいたんですけども、そのたびにことごとく蹴られてきて、選挙の当 年に、急遽立ち上げられたという経緯があります。その経緯はともかくとして、私は当初か

ら厚生労働省と教育委員会部局、文科省の方があわさった形で子どもの育て方を検証してい かなければいけない、対応していかなければいけないという趣旨でこのセンターの設立を最 大限願ったものの1人でございます。この問題は、非常に難しゅうございます。正直申し上 げて、教育長の方からいろいろ説明ありましたが、圧倒的な福祉部局の情報と教育委員会の 学校の先生方との情報共有をまずできるということが、最大のメリットなんですけども、そ れ以外の部分で、やはり問題点がかなりありまして、センターはできたんですけども、その 内容の精査ですが、今回、次年度から子ども部門を部に昇格するというのも1つのその過程 の中での判断の仕方なんですけど、まず私が一番気を使ったのは、教育委員会、学校現場と 福祉部局の連携をどう保つのか。その中で、前年度は併任の嘱託さんを実は学校の校長先生 の定年された方なんですけども、それをその部署に入れました。それはその部分を問題点を 洗い出すのとともに、どう対応できるのかということを模索する1つの手法でございました。 それで今年度その検証を重ねまして、次年度につきましては、子ども部局の創設をするわけ なんですけども、まだその段階においても学校現場との連携が、どう図っていくのか。こち らの方、議員ご指摘いただきましたこのトライアングルの図というのは、実は葛城市ではも う何年も前からやろうとしていたことであって、まさにこの2年に際しましては、その部分 をどういう具合に消化できるのか、理解できるのかという作業でございました。まだ完成し たものだとは思っておりません。次年度、部制をとる中で教育委員会部局との会合を重ねま して、どういう体制で持っていくのがいいのかということを再度洗い直していく必要がある と、私自身は考えております。

この発達障がい児をお持ちの保護者さんのお気持ち、非常につらい思いがあるというのも わかります。それはもう、療育手帳を持っておられる障がい者をお持ちの方とまるっきり同 じものやという理解をしております。ただ、療育手帳をお持ちになっている保護者の方につ いてはある一定の、当市では社会福祉協議会を通じましていろんなサポート体制があり、保 護者会等の設置がございます。まだ、発達障がいの方々はこれからの対応になっていくのか なと思います。この部門は非常に大変でございます。多分葛城市の、これ先陣を切ってます がゆえに、なかなか財政支援を受けれない。まだ制度として確立してないものをつくり上げ ようとしているわけですから、なかなかその部分での財政的な確約はない中で、市として子 どもたちに関する部門の投資は惜しみなくしているというのが現状でございます。ただ、こ れが果たしてどこまでできるのかというのは、正直言って3万7,000人の市として果たして それが完結まで行けるのかどうかということになりましたら、私は無理やと、今の現状では 無理だという感覚も持っております。教育長おっしゃっていただきましたように、単費でい ろんな方を準備したり、増員したりするんですよ。ただそれが、3万7,000人の市民の皆さ ん方の税金から使わせていただいている、それを考えるとやはり県なり国なりのある種こう いう体制につきましての支援を求めていく必要がある。それがあってこそ葛城市独自の、葛 城市モデルが多分僕は国のベースのモデルになると思うんです。そういう形に行くに当たっ ての大きな課題やなという具合に考えております。

非常に、短時間で大ざっぱな意見を申し上げましたけども、子どもたちに関するこの問題

も含めまして、葛城市にとっての財産である子どもたちの育て方、教育のあり方というのは、 私のライフワークでございます。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 市長、熱いご答弁ありがとうございます。この問題は本当に本来心の奥底からいろんな問 題を当たってこられた市長やから、今のような答弁をしていただけるものだと思っておりま すが、財源等もいろいろと制約がある中で、簡単に臨床心理士をふやしてくれなんて言って も、なかなか、はいはいそうですかといってどんどんふやすわけにもいかない。これももう よくわかっております。ただ今回、こども・若者サポートセンターが集約された部局である というような形を将来とっていただくかと思うんですけれども、ぜひ個人の要するにプライ ベートな中でのデータでございますので、そういった管理というかそういったものが集約さ れて、そういったシステムというものをやっぱり構築していく必要があるのかなと。どこで 誰がこのことについて紙ベースや口頭ベース、ヒアリングベースでわからないというような、 聞いてないというようなことにならないような、そういった組織をきっちりつくっていただ きたいなというのが、多分この保護者さんたちの意見だと思います。本当に、子育てに熱い 葛城市でございますので、この年々ふえていくだろうなという発達障がいの方だけじゃなく て、障がいを持つ皆さんに優しい子育てのまちと、先ほど梨本議員が子育て世代の流入が人 口増になっていくというふうなことも、優しい葛城市というまちづくりの中に、どうかまた 保護者の皆さんの力も強みに変えていただいて、家族をもっと元気にしてあげたいという思 いを十分に私たちの使命、努力にかえていかなあかんなというふうに思っておりますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

そしたら、ちょっと時間もないんですが、次にいじめの問題でございますが、今年の11月 26日に平成30年度の奈良県のいじめ対策委員会が開かれました。そこで、県の教育委員会が 県内の児童・生徒に実施したいじめに関するアンケートの調査、これはもう今までずっとしていただいているわけなんですけれども、昨年の同時期より1,500件の増加であったということでございます。県内の391校の児童・生徒14万2,655人を対象として平成25年から実施をしていただいてます、このいじめのアンケートでございますが、ただいまその認知件数が葛城市においてはどのくらいあるのかということをちょっとお伺いをしたいと思います。

藤井本議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 いじめの認知件数でございますけども、葛城市における平成30年度のいじめ件数につきましては、市において1学期に行ったアンケート調査の結果のもので、小学校は10件、中学校は28件となってございます。過去5年間をさかのぼってみますと、これは県へ報告した数値となりますが、平成25年度は小学校が19件、中学校が11件、平成26年度は小学校が31件、中学校は16件、平成27年度は小学校が33件、中学校が21件、平成28年度は小学校が18件、中学校が6件、平成29年度、昨年度でございますが小学校が16件、中学校が15件という状況でございまして、小学校では減少の傾向がうかがえているところでございます。中学校では、年度によって変動があるものの、大きな変動はない状況でございます。これらの認

知件数の増加ということでございますけども、把握する方向性といたしましては、軽微なものであっても当該児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを積極的に認知していく方向で取り組みを進めているということで、全国あるいは県内でのそういう認知件数の増加につながっているものであるというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 今言っていただきましたように、小学校は少なくなったと。中学校は、難しい時期には入ってきますけれども、それほど大きな数字になったということもないと。ちょっと安心をしてはいけないんですけれども、このアンケートが5年前から行われているのは、社会問題になっているこのいじめというものが、このままで放置しておけないと、この問題についてはしっかりと取り組みをこれからしていかないとだめやということで、文科省の方からいろんな通達が来た経緯だと思いますが、細かいことなんですが、1つ1つ聞いていきたいと思います。

まず、いじめに対して誰が対応するのかということを教えてください。

藤井本議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 いじめの対応の件でございます。

いじめの認知は本人からの訴えであったり、アンケートによる把握であったりと、さまざまでございますけれども、いじめの情報を入手したときは、まずは学校の担任が情報収集と事実確認をいたしまして対応を行うとともに、学年主任や生徒指導主任、管理職と情報を共有し、対応を進めることになります。また、内容によりましては、職員会議において、情報を共有し、学校全体で対応するという場合もございます。こうした情報は教育委員会にも報告をいただきまして、その把握を行うとともに、場合によっては指示や助言を行っているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 そしたら、そういった報告をいただいていじめを行った側の認識というのをどのように把握されているのか、お答えいただきたいと思います。

藤井本議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 いじめを行った側の認識ということでございますが、いじめを受けた被害者の 心のケアは慎重にかつ時間をかけて行うことは大変重要であることはもちろんのことであり ますが、いじめを行った加害者のケアも同時に時間をかけて取り組んでいかなければならな いことであります。これについては、さまざまな情報をもとに、加害者の心を分析し、継続 的に指導を行うことによって認識を変えていくという取り組みを行っているところでござい ます。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 そしたら、いじめにあった子どもさんのケアというのは、その後いつまで行われるんでし

ようか。

藤井本議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ケアでございます。被害者、加害者双方が納得いたしまして問題解決ということになった場合でも、その後の様子はいつまでも気をつけて再発しないように見守っているところでございます。また、いじめの内容によっては、いじめを受けた子どもの心のケアとして、臨床心理士によるカウンセリングを行っていただいている状況でございます。これは定期的に、継続して行われまして、心の傷が癒えるまで実施していただいておるところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 これから、いじめを行う人のいろんな心理があると思うんですが、この加害者を更生させるために、いじめを行うと受けるという処罰というんですか、そういったことについてはあるんですか。

藤井本議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 更生の関係でございます。いじめを行った子どもにいじめがどうしていけない ことなのか、あるいはいじめを受けた子どもの気持ちはどうであるのかということをしっか りと認識させまして、自分が行ったことの重大性がわかるよう時には厳しく指導しながら、 本人の意識がしっかりと変わるよう長期的に継続して指導を行っているところでございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 先ほどの、発達障がいとも多少はかかわりあるんですが、不登校がどういった原因なのか。 私は今回いじめによる不登校というのがあるのかということと、障がいのある子どもたち全 般に対していじめというそういった場合があるのかどうか、教えていただけますか。

藤井本議長 教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 いじめによる不登校の件でございますが、現在市内の小・中学校では、いじめ が原因で不登校になった子どもはいないという状況でございます。

次に、障がいのある子どもに対するいじめの状況でございますが、いじめの認知件数の中には特別支援学級に在籍している児童・生徒の事象もあったわけでございます。この場合の対応については、他のいじめの事象への対応と変わりはないわけでございますけども、障がいを持っている子どもへの配慮はより一層慎重に対応されているところでございます。加害者への指導につきましても、ハンディを持った子どものことを十分に理解してもらうことに時間をかけ、心より反省できるよう丁寧に指導を重ねることとしているということでございます。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 葛城市の教育現場でいじめの認知がないわけではない。その中でやはり細やかなこういう ケアをされているというご答弁をいただきましたので、安心いたしたところもあるんですけ れども、今また新しく道徳というジャンルの教育も始まるかと思います。社会問題となって いるのはこの命の大切さということを非常に訴えられている中で、教育長、このいじめのことについてご所見をいただきたいんですけれども。

藤井本議長 教育長。

杉澤教育長 今理事が答えましたとおりでございまして、本当にいじめはない学校はない、どの学校でも起こる可能性があるという心持ちで対処、対応するようにと。また、命の大切さというものを最優先というふうに考えております。予防的な措置と、当然起こってはならないですけれども起こった後の処置、これを十分することによって、子どもが健やかに成長できるような環境を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 もう時間になりましたので、本当にこれからも葛城市が平和な子育ての温かい葛城市の子 どもたちが育ちますようによろしくお願いをいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 川村優子君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月20日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集をお願いいた します。

なお、14日及び17日には、各常任委員会及び道の駅かつらぎに関する調査特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いいたします。 本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時32分